

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (14.3定)			
日 時	平成14年 9月19日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時12分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	北野委員長、大竹副委員長、横田・前田・成田・松本(光)・大畠・中島・見楚谷・渡部・高橋・秋山 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、企画部参事、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

それでは、開会に先立ちまして、一言あいさつをさせていただきます。

昨日の当委員会の選挙におきまして、委員長に選出をいただきました。

もとより、微力ではありますが、副委員長の全面的なご協力をいただいて、慎重に、かつ公正で円滑な委員会の運営に努める決意でございます。

委員各位はもとより、市長並びに関係理事者のご協力を心からお願いを申し上げます。

なお、副委員長には、自民党の若手幹部である大竹秀文委員が選出されておりますので、ご報告いたします。

○ 副委員長

大竹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に中島委員、見楚谷委員をご指名いたします。

昨日、開催されました理事会におきまして、別紙、お手元に配布のとおり審査日程が決定いたしましたことをご報告申し上げます。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、質疑の順番は共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

それでは、共産党。

○ 中島委員

住民基本台帳ネットワークについて

それでは、一般質問のやりとりにかかわって質問させていただきます。

住民基本台帳ネットワークシステム、住基ネットの問題では、担当部局のやりとりは若干乱れがありました。その点について、最初の質問をいたします。

個人情報保護の問題ですけれども、現在、コンピュータオンラインシステムが、全国的な統括の下で、来年度の8月から開始されるということになりまして、プライバシー保護が非常に問題になっています。

この中身は、自己に関する情報の流れを自分でコントロールする個人情報が正しく、どのように使われているか。みんなこれをきちんと公開する権利があるという前提にたった個人情報法です。こういう点から考えると、この個人の情報開示については、小樽市、そして、今回の住基ネットワークシステムの国の段階でも個人の情報開示がきちんとできるのかどうか、まず、ここをお答えください。

○ 市民部長

住基ネットの関係で、昨日の一般質問の関係でございますけれども、個人の情報開示ということの共通のとりまえ方でございますけれども、私が、昨日お答えいたしましたのは、住基ネットを操作することによって、その操作履歴といいますか、だれが、どういう目的でさわったのかということについては、情報開示は難しい面があるのではなかろうかというお答えをさせていただきました。

その関係でございますけれども、住基ネットの、これは確認情報の部分でありますけれども、いわゆる大切な個人の確認情報が、どれだけ、例えば市町村のどこの課で、だれが何のために使うのかという趣旨の問いに対しまして、いわゆる公開ができるのかどうか、こういった観点で難しい面があるという形で、国の見解があるということでお答えをしたわけでございます。

実は、国も、この住基ネットに対しまして、セキュリティ対策の指針、そういうものがございまして、この指針の中では、操作履歴について保管をすると。一定の期間、7年という期間でありますけれども、保管をしなければいけないという定めがございます。それで、今の情報の公開という部分については、現時点で情報の公開は想定していないという一つの方向があります。そういう意味で、難しいというお答えを私の方からさせていただきました。仮に、それを公開するということになりますと、住基ネットプラス別途、新たなそういうシステムを用意しなければならないということが一つございます。

それから、住基ネットの関係ですけれども、全国センター、47都道府県、それから、それぞれの個々の市町村のサーバーに取り込んでありまして、仮に、47都道府県なり、あるいは情報センターのサーバーの中に、もう一度、そういった変更が及ぶのかという部分で、そういうことの都合もありましてそういう情報把握について難しい面がある、そんなような考えであります。そういった見解がございますものですから、難しいということのお答えをさせていただきますので、改めてお答えいたします。

○ 中島委員

ちょっと整理をしたいのですが、個人情報の開示と、それから、この情報がどのように利用されているのかわかるということは、別個の問題なのですね。だから、1点は、情報開示そのものがされるのかどうかということと、それと、開示されているその情報が、いつ、どこで、だれが、どういうふうにご利用したかを把握できるのかと、そういうことでアクセスできるのか、この二つの問題があるのです。それぞれについて聞いているわけですが、私が昨日聞いたのは、そのあたりのことが混同して、お答えと質問のやりとりがされたような気がするのです。

再度、確認したいのですが、まず、情報開示はできるのかどうか、この点を確認してください。

○ (市民) 田中主幹

本人確認の情報開示ですけれども、まず、北海道の各市町村の分が北海道に集まります。北海道の分の個人情報なのですから、これは、北海道で開示請求できます。それから、本人確認情報なのですから、北海道と全国にも行きますので、全国センター、地方自治情報センターというところがあるのですけれども、そこでも開示請求ができることになると思います。また、小樽市の部分は、小樽市で、住民票の写しを取っていただいて、それに間違いはないかどうかということの確認をする。

それから、利用状況の部分ですけれども、全国センターで、だれが操作したかというのを取れるとか、また小樽市でも、小樽市の職員が操作した分は、アクセス・ログという形で小樽市のコンピュータの中に落ちることになっております。職員のだれが、どんな人の情報をとったかという情報は見られるということです。

○ 中島委員

小樽市は、自分の登録されている情報について、どのような利用の仕方をされているかについては、その個人に利用状況を含めて情報として提供できるということですか。それともう一つは、国と地方のすべての情報をコントロールしている情報センターに、利用状況について、どう利用されたかについて公開を求めたら返事が来るのですか。

○ (市民) 田中主幹

だれを見たか、どのような利用をされたかということに関しては、一般公開はできない仕組みになっております。

○ 中島委員

私は、そこが一番問題だと思うのです。自分が登録されている情報を、だれが、いつ、何に使ったかいついかわからない。聞いても、答える仕組みになっていない。国は、こういう段階で個人情報保護が万全だと言っているのです。こういう中身では、とうてい個人情報保護法案と言える中身ではない。世界の常識です。こういうコンピュー

タ、電信依頼を扱うときに、情報をだれが把握するかということに関して、情報発注先について、自分が自分の情報をどう使われているかわからない。そういう段階での国の制度というのは、いかにも問題があるということで反対しております。

それでも、万全な準備がされて、問題はなしと小樽市長は考えるのか、この点はどうですか。

○市民部長

市長も代表質問及び一般質問でお答えをしておりますけれども、改正住民基本台帳法でございますが、この法の中に、本人確認情報の種類ですね。基本4情報プラス変更事由ということで、6情報に法律で限定されてございます。また、それを活用する行政機関等についても、どこの団体がどの事務に限ってやるということで、すべて限定され、さらには事務項目も規定されているという形になっております。さらには、民間の利用等を禁止するということになってございますので、そういった面では、国の見解になりますけれども、大丈夫であるということをおっしゃっておりますので、そういうことなのかなと思っております。

○中島委員

池田部長は、4情報プラス番号と変更情報ということで6項目になりますけれども、これに限られるからとおっしゃいましたが、本当にこの6項目だけで済むのかという問題があるわけです。

例えば、来年8月以降は、どこででも住民票が取れると言います。それから、転勤をしたとき、小樽から函館に移ったときに、函館で住民票を取り寄せることができる。小樽の市役所に行かなくてもいい、こういうお話しです。

けれども、このとき、住民票の中に記載されている項目というのは、決して4項目だけではありませんよ。国民健康保険の問題や児童扶養手当、介護保険の保険料の段階やら、どのような納め方をしているか、こういう情報が全部盛り込まれた13項目が住民票に記載されるのです、戸籍も含めて。これら、13項目すべての項目が住民票として函館に移るのではないですか。その点はどうですか。

○(市民)田中主幹

住民票がどこでも取れるということについてであります。この件に関しては6情報と住民票に出る項目が決まっております、それプラス続柄が載ることになるのです。その続柄に関しましては、例えば札幌で小樽のデータを見る場合は、小樽の既存の住基を経由しまして、続柄を既存の住基から持ってきてまして、札幌の住民票に出すと。決して、続柄が個人確認情報にたまるということはありません。そういう形で、転入・転出も、全くそのとおりになっております。

○中島委員

住民票の中に記載される13項目のうち、4項目とそれ以外は別個に管理されると。そうしたら、転入届が届くときも4項目だけで、後の項目、戸籍以下はいっさい向こうに届かないわけですか。それでしたら、余り有用な中身ではないと思うのですけれども。

○(市民)田中主幹

転入・転出の場合なのですけれども、本人確認をまず行って、間違いなくその人がここの住民になっているということを確認しまして、そして、あと、本人確認以外の情報、足りない部分は、例えば小樽市のコンピュータの既存システムに入りまして、そのデータを流れて札幌の方にデータが行くと。決してたまるようなことはありません。

○中島委員

たまらないにしても、このオンラインによって、住民票に載っている情報が入るわけですね。動くわけですね。国は、今、93の事務に使おうと言っていますけれども、この法律が制定される以前に既に230幾つに拡大すると、こういう範囲の拡大を提案しているのです。使われる場所が多ければ多いほど、この情報があらゆるところに流れる

わけです。どんな保護がされるのかということが決まらないうちにこういう提案をされているわけです。昨日の答弁では、新しく拡大される事務の中には、船員保険法や厚生年金保険法、国民年金法による年金事務の支給に関する事務など、こうおっしゃっていましたが、そのほかに、例えばパスポートの発給や不動産の登記、自動車の登録など、こういう申請届出業務というかなり日常的な業務も入ってくるのです。こういうものに、頻繁に住民票という形で記載されるすべての情報がオンラインに乗るということになれば、私は、これは4情報という形には制限されない内容になってくるし、また、民間利用、その他の活用の拡大がじゅうぶん前提とされたものではないかということを危惧せざるをえないと思います。

そういう点において、今の段階では、この住基ネット法が非常にふじゅうぶんな段階で出発しているとしか言いようがありません。答弁にあったとおり、参加自治体がないという中で、一部参加自治体が欠落したままで出発すれば、この全国一律システムは機能しないと国は言っているわけですから、この不完全な提案については、是正を求めて離脱することが一番賢明な方法だと思いますが、いかがでしょうか。

○ 市民部長

今、ご質問にありましたように、そういった面もあるかと思いますが。住民票コード、これをすべての市民に、小樽市の中でも250件くらいいろいろなご意見なり問合わせがございました。そういった中で、こういった制度そのものに対して、反対という意見もあるわけでございます。ただいま、いろいろなセキュリティの関係についてお答えをさせてもらいましたので、重複は避けますけれども、新しい全国組織のこういうシステムでございますので、市長も本会議で答弁していますように、これについては、運用段階から、その在り方につきまして常に点検、見直しと、運用していく中でそういったものを一つでも解消できるように努めていきたい、このように思っております。

○ 中島委員

介護保険について

それでは、介護保険の問題について若干質問いたします。

昨日の答弁では、小樽市の介護サービスの量の見込みは、来年から3年間の見込みで施設が9.1%増と、第1段階でお答えになっている。この中に特養ホーム70床も入っているのでしょうか。

○ (福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

第2期介護保険事業計画案であります平成15年度から17年度までの施設サービスの見込量を推計しているわけですが、その中には特養70床分についてはサービス見込量として含んでございます。

○ 中島委員

同じように、国立療養所の後医療を引き受けた済生会西小樽病院が10月1日から始まります。ここの療養病棟の病床数を何床見込んでいらっしゃるのか、それもお聞かせください。

○ (福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

第2期の介護保険の事業運営期間、15年度から17年度までのサービス量の見込みにつきましては、概数としては国の方へ報告しておりますので、その時点では西小樽病院の療養病棟につきましてはサービス量の中には見込んでございません。

○ 中島委員

見込んでいないということは、介護の療養型のベットにはならないということを確認しているのですか。

○ (福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

今も言いましたように、道に出した時点では概数というような形の数字なもので、その時点では見込んでございません。ただ、今後、そういうような形の情報なりを得ておりますので、今後、10月をめどにして、最終報告なり、道の方に出すような状況になりますので、その時点では当然ながら見込んでいかなければならないものと思っ

ております。

○中島委員

特養ホームの待機状況については周知の事実でございますけれども、大変多くの方が待っておられる。今の計画で70床入っていると言いましたけれども、これで現在の待機者数を解消できるというふうにお考えでしょうか。

○(福祉)高齢社会対策室管理課長

手前どもといたしましては、一応、施設サービスの実績あるいは今後のサービスの見込量を踏まえまして、できるだけ待機者の解消ができるように、次期高齢者保健福祉計画の中で検討していきたいと考えております。

○中島委員

今、その話ではないのですよ。既に9.1%増を出しているわけですから、これで解消できるというふう考えた計画ですかと、ここを聞いているのです。

○(福祉)高齢社会対策室長

待機者の問題でございますけれども、さきほど課長の方からご答弁申し上げましたが、ただいま、施設サービスの利用者について、特に特養について、実績、それから待機者をどう見るか、こういったことで今、精査中でございます。そういった中で、これから道との調整、こういったものも予想されておりますので、その中でじゅうぶん検討していきたい、こういうふうと考えてございます。

○中島委員

私は、やはり、熱意というか、とにかくこの問題を解決しようという意気込みについてやや疑問を抱いております。昨日、市長から答弁をいただきましたが、ぜひ小樽のこの実態を訴えて、何とか施設拡大をするのに尽力してほしいという訴えをいたしましたけれども、皆さんがご希望されているのだからというような対応でした。

しかし、粹そのものに遠慮する必要はないと私は思うのです。そこそこで必要な実態に合わせて計画を立てるのが本当だと思うのですが、どうなのでしょう。きちんと文書を書いて、後志支庁に小樽市の現状をつけて要請をするということは、やる予定ではないのでしょうか。

○福祉部長

昨日お話がありましたけれども、圏域協定というものは、全道レベルにおきまして、支庁レベルでも行われているところでございます。管内で合意形成を図りながら行われているところでございますので、改めて文書を出さずに、機会あるごとに実情を訴え、お願いしているところでございまして、今後とも粘り強く訴えていきたいというふうに思っております。

○中島委員

私は、道の方に確認していますが、そういう話が出ているということであって、特養ベットについてのきちんとした要請が来ていないということを何度も聞くのです。会議の中で話題になっただけではだめなのです。必要だという意思表示をきちんと突きつけなければだめだと思うのですが、そういう意味での文書での申入れです。銀行がなくなるときに、なくさないでほしいという要請だけではなくて、特別養護老人ホームが必要だという要請も同じようにやってほしいと思うのですが、これは、必要ないということですか。必要がなくても、じゅうぶんに対応してくれるというふうに判断しているということでしょうか。

○福祉部長

繰り返しになりますけれども、まず全道レベルの圏域協定があって、それから支庁管内の中でも、例えば特養のないところを優先にするとか、そういう合意形成を図りながらやってきております。その間の実情は、道なり支庁も当然どういう仕組みで動いているかということはわかっているわけですから、必ずしも何かのついでにということではなくて、会議だとか何かのときに、改めて市長の方からお話をしておりますので、熱意がないということではございませんので、ご理解をお願いします。

○中島委員

そういう制限がある中での対応だということ自体を認めることが問題だと思います。それぞれの市町村が必要な実態をきちんと言わない限りは、国の規制から外れるわけにはいかないという形になると思うのですが、ぜひ尽力してほしいと思います。

低所得者対策の問題では、経済的な問題が大きいので慎重に検討したいと、こういうふうにお話ししてありましたけれども、検討するということですね。低所得者対策、対象枠の拡大、基準の緩和を含めて検討すると判断してよろしいのですか。

○福祉部長

昨日、市長からもお答え申し上げておりましたように、財政状況を判断しながら、総合的に勘案して慎重に検討してまいりたいというお話を申し上げておりますので、慎重に検討してまいりたいということでございます。

○中島委員

昨日のお話では、介護保険料の減免を申請する人そのものが非常に少ないなと思いました。665人です。そのうち409人が適用になって256人がだめだと。申請が少ない理由の一つは、よくわからないのではないのでしょうか。周知徹底、こういうものが実際に介護保険料の通知として送られることになっています。同封されるものに、小樽市では、介護保険料段階、第1段階、第2段階が減免対象になりますというのが入っています。けれども、自分がその第1と第2になるのかどうかかわからないと言うのです。よく見ますと、次のページの小さなところに、所得段階2とか1と書いてあるのです。これが、その該当数字だということが判断できない。やはり、こういう実態が、利用する、申請するということにつながらない状況があるのではないのでしょうか。

つい先日、65歳のびんびん元気な方がいらっしゃって、通知をもらったけれども、よくわからない、これはいったい何段階だというのがわからないと言ってきました。そういう状況ですから、それをきちんと皆さんにわかるように、あなたは段階としては何ぼですということがわかって、減免の対象になるかどうかをはっきりさせることができないのでしょうか。

○(福祉)高齢社会対策室介護保険課長

今、中島委員がおっしゃいますように、私どもの納入通知書の中に2か所、1から5までになりますが、所得段階を書く欄がございます。そういうふうな形になっておりますが、とりあえず電話内容では特にわからないどうのこうのという部分のお話はないのですが、確かに言われますように、ここの部分につきましては、単純に所得段階のところも数字で1とか2とか書いているだけでございますので、そこら辺の部分を含めまして、今おっしゃいました趣旨も踏まえまして、今後ひとつ検討してまいりたいなと、このような形で考えてございます。

○委員長

暑くなってまいりましたので、上着はお取りいただいてけっこうです。

○中島委員

ぜひご検討をお願いしたいと思います。

障害者支援費制度について

次は、障害者支援費制度について質問いたします。

障害者の支援費制度については、何人かの議員の方も質問されておりましたけれども、今日は、資料請求をして、支援費サービスの利用対象者、現制度での利用者数などを資料として皆さんのお手元にも置かせていただいております。

まず、この対象数と現在の利用者数についてご説明ください。

○(福祉)社会福祉課長

資料を提出させていただきましたけれども、対象者とその利用者数ということでございます。

資料にありますとおり、来年4月から施行されます支援費制度におきましては、その対象者というのは、身体障害者手帳あるいは療育手帳を持っている方ということでございますので、書いておりますとおり、トータルでは7,762人の方が利用できるようになっております。

それから、利用者数につきましては、2番の(1)、(2)で書いてございますとおり、これは8月の数字ですが、身体、知的、施設、在宅すべて合わせますと820人ほどになりますけれども、平均的には800から900ということでございます。

○中島委員

小樽ではこの身体障害者支援費制度を利用できる方が7,500人くらいいますけれども、現行制度でサービスを利用している方は1割強です。ほとんどの方は、何のサービスも受けていない障害者だということがまず第1です。

実際に、今度は措置制度から支援費制度になれば、こういうサービスを利用する手続が、障害者自身が事業者と直接契約をする、こういうことになります。知的障害者や独り暮らしの方々が、こういう手続を無事できるというふうにお考えでしょうか。

○(福祉)社会福祉課長

手続といいますか、申請ができるのかということでございますけれども、委員もご存じだと思いますが、この新制度におきましては、本人も当然、本人ですから申込みできるわけです。代理の方、それは、親族の方でなくても、ご本人の了解というか、委任された方がいらっしゃればだれでもできるということになっておりますので、そういった意味ではどなたでも申請ができるということになるかと思います。

○中島委員

だれでもといいますか、だれにもつながりのない方はどうするのでしょうか。また、知的障害者の方は家族がいることを前提にお話しされているようですけれども、そういうつながりがないという前提の方がいたらどうするのですか。

○(福祉)社会福祉課長

社会福祉協議会、社協でやっております福祉サービスの利用援助事業といういわゆる福祉サービスもございます。また、それよりもグレードが高いということですが、成年後見制度という制度もございますので、そういった制度を利用してやっていただくということも考えられます。私どもが状況を見ておりますと、現在、市内では、こういった方といいますか、福祉サービスに関して例えば成年後見制度等を使った方というのはほとんどいらっしゃらないということで伺っておりますので、そういう方がもし申請したいということであればそのときに対応したいと思います。

○中島委員

成年後見人制度とか福祉サービス利用援助事業はあります。でも、これはお金がかかるのです。成年後見人制度は、申立て費用は1回10万円です。福祉サービス利用援助事業も、1回ごとに1,000円から1,500円かかるのです。こういうお金を出して障害者の方々が手続を頼まなければならない制度に変えるということが、本当に障害者のための制度かという問題があります。

本人たちが利用して払っている利用料は、変わりますか。

○(福祉)社会福祉課長

利用料というふうにおっしゃいましたけれども、利用者負担金のことということで理解してよろしいでしょうか。

この利用者が支払う料金というのは、現行の措置制度と同じ考え方でございまして、利用者のいわゆる負担能力に応じましてお支払いいただいております。負担能力のない方はゼロという方も多くいらっしゃいます。ということで、現行制度と考え方は同じでございます。

○中島委員

この支援費の額というのは、また、この利用料金の負担というお金は、国の基準を基に市町村が自主的に決められる、そういうふうになっています。だから、いったんは同じように決めると思いますが、例えば国の基準以上に設定した場合に、ペナルティはあるのでしょうか。

○(福祉)社会福祉課長

ここでは、いろいろな部分ではっきりとした部分といいますが、不明確な部分もまだ現時点ではございますけれども、一貫しまして国の基準以下にならないように配慮していただきたいというか、そういうことでございますので、例えば国の定める基準をいろいろな意味で上回るといいますが、そういうことをしたとしても、あたりまえの話ですが、特別なペナルティはないということで行ったわけです。

○中島委員

もう一つの問題は、今度の支援費制度になれば、現在は、身体障害者手帳を提示して、自分の立場を明らかにしてサービスを受けられたのが、それぞれの障害者の皆さんの障害の程度を調査してランクづけをします。この障害の程度を調査するときは、市職員が国の基準に基づいて調査すると言っているのですが、すべて自宅に訪問して、あるいは施設に訪問して、市の職員の皆さんが調査してランクを決める、こういうふうになるわけですか。

○(福祉)社会福祉課長

障害区分の程度、それを判断するのは、施設サービスを受ける方のみ必要でございます。在宅サービスについては、障害手帳というのは関係ありません。それで、すべてのお宅にお邪魔するということですが、そういう場合ももちろんありますが、こちらに来ていただくなり、出向いて、いわゆる詳細なご本人の希望なり、家族の状況を踏まえた中で判断いたしますので、できるだけそういった直接的にお会いする機会をつくって、それぞれ判断したいというふうには思っております。

○中島委員

来ていただいといいましたか。聞こえませんでした。

○委員長

最後の方が少し聞き取れなかったようですので、恐れ入りますが、もう一度、答弁をお願いいたします。

○(福祉)社会福祉課長

個々のいろいろなケースが想定されますけれども、私どもといたしましては、こちらから出向くということも含めて、ご本人なり家族の方とよく事情なりを相談いたしまして、それぞれの障害区分なりを決定したいと思います。その際、いろいろ難しい面もあるかと思いますが、そういったときには、道立の総合相談所もございますので、そういった専門機関にも指導を仰ぎながら判断していきたいというふうに思っています。

○中島委員

市職員が、基準に基づいて調査をすると言いますが、基本的には専門家の判断を入れるのが常識ではないかと思っています。こういう点が市町村に任される分野でしたら、ぜひとも小樽市は専門家の判断を入れた基準をつくっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○(福祉)社会福祉課長

障害程度区分の判断については、いろいろなケースがございますけれども、20数項目のチェック項目がございます。その判断をするためのマニュアル的なものもございます。ですから、そういったものをチェックいたしまして、個々に判断するというのが基本でございます。

そしてまた、さきほど申し上げましたように、そういったマニュアル等で判断ができない場合には、専門家のご意見を聞くということで決定したいというふうに考えております。ですから、他都市では審議会といいますか、別個に何らかの組織をつくるといった動きも、少しは、数か所出ておりまして、検討中ということでございます。

が、ほとんどの道内各市では、福祉部なりの職員で担当できるのではないかとということで判断はしております。

○中島委員

これも非常に問題があると思っているのです。なぜそういうランクづけをするのか。目的は何なのか。たしか、サービス量の上限はないとおっしゃいましたね。区分をしたからといって、受けるサービスに上限を設けるわけではないというふうに支援費制度について聞いていますけれども、それなら、なぜ区分をつけるのですか。身体障害者手帳だけではだめなのですか。この区分をする意味がわかりません。

○(福祉)社会福祉課長

サービスの上限がないのにとということでございますが、さきほども言いましたように、上限という意味では、施設サービスはA、B、Cという三つの障害区分、程度区分というものがあまして、それに応じて、ある方はAのサービス、ある方はBのサービスということで差がつけられます。そういう意味では、上限があります。

ただ、在宅サービスにつきましては、障害程度というのはほとんど見ないということではありませんけれども、障害程度と、それから、ご家族の中にいろいろな部分でお手伝いする人がいないとか、いるとかという項目を重ねまして、検討して、その方に合ったサービスと。例えばホームヘルプということでありましたら、週に1回程度は必要だとか、そういった判断をするものですから、特に、おっしゃったようなことでこの制度がうまくいかないと、そういうことではないかと思えます。

あとは、現行でほとんどの方はサービスを受けておりますので、そういった現在の状態ということも現実的には大いに参考になるのではないかとというふうに考えております。

○中島委員

つまり、このA、B、Cの区分は、国が支援費として、公的制度が支援費として出すお金をAには幾ら、Bには幾ら、Cには幾らということで、絞るための区分ではないですか。施設にいる方全部に、あなたはA、あなたはBだから、お膳を持っていく、持っていけないと、こんなサービスの区別はできません。実際には、公的な支援費を削減するためのランクづけだと私は思います。

もう一つの問題では、措置制度から支援費制度になるということで、個人がサービスを選べるといいますが、資料に提示したとおり、どれくらいの方がどんなサービスを受けているか、ショートステイは朝里川温泉2人、デイサービスは「はる」で2人、オタモイデイサービスで2人、こういう状況ですよ。これで、選べるサービスがあると言えるのでしょうか。小樽で、選べるだけのサービスがあるのですか。

○(福祉)社会福祉課長

今、委員おっしゃったように、実績的には表のとおりでございます。

例えば、デイサービスにつきましては、13年度を見ましたら6人ほどしか使っておりません。ということで、来年の4月から施行する支援費制度になりましても、障害者の方が、もちろん自己選択するわけですが、制度が変わったからといって、サービスを受けるとか、やめるとか、そういうことは基本的にないということになります。ですから、現行の状況でいろいろなサービスを受けられて、それは件数的には確かに少ないですが、考え方としては、基本的には利用者のニーズがこのくらいだということで、来年からは若干の変動があるかもしれない、こういう感じ方でよろしいかと思えます。

○中島委員

小樽市や国や道の法的責任というのは、この制度でどういうふうに変化するのでしょうか。

○(福祉)社会福祉課長

責任の後退ということですが、新制度におきましても市町村に課せられている義務といいますか、認められている部分では、自己選択ということでございますので、障害者の方が自己選択できる環境づくり、具体的には、その方が判断できる情報を収集し、そして、その方に提供して選んでいただく、そういう考え方は一貫してご

ざいます。

それから、仮に選んだとしましても、事業所なり施設なりが空いているとか空いていないとか、そういうことも現実にございますので、そういった事業者と利用者との調整といった部分も支援費制度の中では市に求められている部分がありますので、そういったことも含めまして、市がこの制度によって後退するとかいうことはないというふうに考えております。

○ 中島委員

結局、福祉サービスの確保は、障害者個々人の皆さんが直接契約と。個人の責任です。そういうことはないと思うと言っても、責任はなくなるのですよ、小樽市には。国や市は、障害者の方が事業者と直接サービスの契約をしたことを、契約が成立した時点で必要なお金を支援するという立場になるのです。責任の後退ですよ、これは。そういう点では、大変大きな福祉の後退です。介護サービスに準じた内容だと私は思いますが、障害者や家族の負担が増加する心配はないのですか。

○ (福祉) 社会福祉課長

さきほど、利用料のことでもお尋ねがございました。それとほぼ同じお答えになってしまいますが、基本的に、障害者といいますか、利用者の方あるいは家族の方、これの方がこの制度の移行によりまして負担が増えるということは、基本的にありません。

ただ、所得なりの区分の分け方というか、全く同じではありませんので、ある人は少し増えるとか、ある人は少し減るとか、そういうことは実態としてありますが、総体としては現行と変わらないということで考えていただきたいと思います。

○ 中島委員

全体としては、障害者への国の経費を増やしもしない、市町村の支援費決定に任せて、大変なところは削りなさい、暗にこういう中身ですよ。そして、重要な問題は、障害を持っている方々がみずからの責任でサービスを獲得するということにするわけですから、申請できない、手続できない方が取り残される心配がある。こういう問題については、直接、障害者のお宅を訪問するなり、それぞれの状況を把握して、やはり漏れることのないようにしなければならぬと思います。こういう点において、今回、補正予算に出されている支援費制度の事務費の計上、これに私たちは賛成できません。

専決処分報告について

最後に、専決処分の問題について取り上げます。

専決処分報告1、2が出ていますけれども、10月から老人医療費の改悪を実施するための受給者証発行の事務経費不足分300万円です。どういう受給者証をつくることになるのでしょうか。

○ (福祉) 高齢社会対策室管理課長

従来の受給者証の中に、今度は1割負担、2割負担という表示が必要になりますので、これを表示するための1部負担金の割合の欄を新たに設けることになります。

○ 中島委員

10月ですから、発行することになりますね。2割負担はどのくらいいらっしゃいましたか。

○ (福祉) 高齢社会対策室管理課長

現時点での数字でございますけれども、約1,200人程度ということでございます。

○ 中島委員

今回の改悪では、私たちは大変納得できない制度改悪だと思っているのですが、個人負担の限度額というのは外来でそれぞれ決まっていますね。市民税非課税の方々、あるいは収入によって額が違います。こういう自分の窓口支払限度額が幾らかということをきちんとわかっていないと返還手続ができないのですが、こういうことが個々人

にわかるような、こういう仕組みが保険証などには記載されないのでしょうか。

○(福祉)高齢社会対策室管理課長

今回、今月中に新たに受給者証を皆様にお送りしますが、そのときに、案内として自己負担限度額の区分、こういうものを設けたお知らせというのですか、そういうものも合わせてお送りしますので、その中でご判断いただけるものと思っております。

○中島委員

それは、あなたは幾らという個々人の額がきちんと書かれたものということですか。

○(福祉)高齢社会対策室管理課長

一応、1割、2割負担という部分で受給者証で確認していただきまして、お知らせの中には、各区分に応じた自己負担限度額というものが記載されておりますので、それで、おわかりいただけるものと思っています。

○中島委員

制度が変わって戸惑う高齢者がたくさんいると思いますが、この方々が自分の費用を返還する手続きをしようとしても、病気になったり不測のことがあって手続できなくなったら、こういうお金は全然戻ってこない形になるのです。そういうことを、何らかの形で少しでもメリットがあるようにするために、いろいろな方法を工夫してほしいと思うのです。そういうことを、まずお願いしておきたいと思います。

更に、今回のこの専決処分の問題ですけれども、医療費の総抑制策として、受診抑制を図るような窓口負担増に私たちは反対です。とうてい、この事務経費にも賛成できません。

しかし、このような中身を専決処分にしているのです。専決処分をすることが適切な中身だという判断ですか。

○(福祉)高齢社会対策室長

今回の老人保健法の改正に伴う事務経費でございますけれども、今回、老人保健法が改正されまして、大きな点としてはさきほど来お話に上っています1割負担、2割負担のことでございます。これを受給者がはっきりわかるように、受給者証で1割、2割の区分をすることになります。この様式が変更になりまして、この改正が10月1日から始まるということで、遅くとも9月中にはこの受給者証を送らなければならない、ということでございます。ところが、この受給者証の印刷、あるいは一連の操作などについての事務手続には予算を伴います。

しかしながら、残念なことに法律の成立が遅れたために、時間的ないとまがなかったといったことで、今回、補正を専決でお願いをしたものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○中島委員

専決処分の対象は、「議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる」というふうに書いてありますが、議会が開けないときと書いてあるのですよ。この法律が決まってから、専決処分が8月21日ですか、現在までの間、議会が開けないという判断でしたか。

○福祉部長

一連の整備から準備の期間、行程、その点を考えると、私どもとしては、これはかなわないというふうに判断したわけです。

○中島委員

議会で決めなければならないことを、専決処分でどんどん増やしていくということになってはいませんか。こういう事務的なことだからいいというふうに判断したのではないですか。この中身は、国民の大きな反対の中で、衆議院でも参議院でも強行採決で決まったのですよ。決まった経過については大変大きな問題があったと私たちは思っていますが、そういう中身も含めて専決処分で終わらせました。大いに意見はあります。安易な専決処分ではなく、きちんと議会に諮るべき中身だったのではないかと思います。いかがですか。

○ 福祉部長

国会のやりとり等、いろいろ経過があったことは私どもも承知しております。

ただ、市町村の事務を預かる立場としては、そういうような理論はともかく、法律が制定になりますと、市民の皆さんに間に合うように私どもとしても準備をしなければなりませんので、決して安易だという認識はございません。そういう中で判断をさせていただいたところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○ 中島委員

終わりますが、最近の法律の施行を見ておりますと、住基ネット法が8月5日、この法律も10月と、大変、年度途中で準備その他が追いつかない状況で進められていると感じることが多々あります。ぜひ、全国市長会でも、実務を進める自治体の立場からいっても、じゅうぶんな時間と余裕を持って、国民合意の上で進めるということを言ってもらいたいと思います。そうでなければ、議会が開けないといって、どんどん専決処分などで済ませられたら、私たち議員が発言する場がありません。そういう点で、今回の報告1、2については私たちは反対の立場を表明して、質問を終わります。

○ 委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○ 前田委員

ひき船の委託問題について

行財政改革に関連して質問をいたします。

今定例会では、再三の議論を繰り返し、難産の末、附帯意見までつけてスタートしました再任用制度が、スタートしてわずか5か月足らずで、市長は凍結すると今定例会で答弁をされておられます。

この主な要因は、財政を再点検したところ、緊急に財源不足を来すことが明らかになったと述べられていることから、行財政改革が緊急かつ迅速に行われなければならないことと認識をいたしております。加えまして、今回の再任用凍結の判断は、賢明なご判断であったと言わざるをえません。

そこで、具体的にお伺いをしていきます。

私が代表質問の中で、また、その後の委員会でも質問をしてきましたが、ひき船問題の民間委託についてお伺いをいたしております。部長答弁では、平成15年度から実施したいとの答弁もあったかと記憶しておりますが、現在、どの程度進んでいるのか、具体的にお示ください。

○ (港湾) 港政課長

ひき船の委託問題でございますけれども、大前提となります平成15年度からの委託に向けまして検討しておりますのは変わってございません。現在のところ、大きく分けまして、一つは委託先の問題、もう一つは、現在おります職員の問題と、この二つがございます。

それで、1番目の委託先の問題につきましては、まだ固定する段階にはございませんけれども、いろいろ関連の仕事なされておられます市内企業のいろいろな方とお話をさせていただいております、どういう形であれば委託が可能か、今、検討を進めているところでございます。中には、大変、協力的に前向きに考えていただいております方もいらっしゃいますので、今後、その辺もじゅうぶん詰めていきたいと思っております。

それから、もう一つの職員の関係につきましても、私どもは、直接、職員と話すなど、あるいは組合の方とも、組合に対する正式な提案はまだしてございませんが、近々、そのあたりの正式な提案をした上で、この問題についてもまた前向きに進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 前田委員

今の答弁の中にもありました引受先は何社程度、想定されているのか、押さえておりますか。

○(港湾)港政課長

現在は、まだいろいろな方に声をかけてご相談させていただいている段階でございますけれども、今のところ、市内で活動をされている事業の方を中心に、2社から3社程度、ご相談をさせていただいております。そのほかに、市外で活動されておられる方も興味を持って、いろいろな情報について、どんな状況ですかという形で問合せもありますので、その辺もあわせまして一緒に今検討をしている段階でございます。

○前田委員

職員のこと、今出ていましたけれども、現在、職員数というのは何人くらいいるのですか。

○(港湾)港政課長

ひき船の運航に関係いたします航海士と機関士につきましては合計7名でございます。それから、今、現業部門で抱えている部分がございますけれども、5名の現業部門もございますので、今、検討しておりますのはひき船部門と5名の現業部門を含めまして、どんな委託が可能か、これをいろいろ検討しております。

○前田委員

現在の業務というのは、すべて直営なのですか。

○(港湾)港政課長

ひき船については、そうでございます。

○前田委員

ということは、民間委託ということになれば、この業務全部ということによろしいですね。

○(港湾)港政課長

ひき船の運行業務に関しましては、そのとおりでございます。

○前田委員

それで、15年度を目途に向けてということで聞きましたけれども、これが、民間委託が実施されることによっての財政に与える影響は、金額換算でもけっこうですけれども、どの程度になりますか。

○(港湾)港政課長

現在、細かくその辺の金額のことまで含めては、委託先が固定していない中で、なかなか難しい面もございます。さきほど申しましたように、現業部門の仕事をどういうふうに委託化していけるかというところで、その部分もございますけれども、端的に申しますと、今7名の職員がおりまして、その部分が純粋に少なくとも委託化になりますので、その辺の人件費の差額というのは当然私どもとしても期待をしております。

それと、このひき船業務につきましては、ご存じのとおり、朝早くとか夕方の仕事が多いということで日中の仕事がありません。極端な話、ないという状況が多いものですから、そこにいろいろな仕事を張りつけることで、全体として仕事を受けていただくというふうに考えております。その辺の仕事の仕組みがうまくとれますと、かなり直営の方の経費も浮いてくるというふうに思っておりますので、少なくとも、数百万のオーダーではなくて、その一つ上のオーダーの財政効果というのは期待できるというふうには思っています。

○前田委員

わかりました。

直営業務の民間委託化について

それでは、ちょっと変えます。

それで、取りまとめといいますか、業務になろうかと思えますけれども、中長期的に見て、今後予想される市直営業務の民間委託にふさわしい業務というのはどのような業務があると考えているのか。また、逆に、民間委託にふさわしくない、これはどう考えてもうまくない、このような業務があるとすればどのような業務なのか。これを

ちょっとお答え願いたいと思います。

○ 総務部長

従来から、いろいろな清掃業務であるとか、管理業務、それから、事務の中でも情報システム関係の事務なども相当古くから民間委託をしてきてございます。ですから、そういう意味で、今あらゆる部門において民間委託ができないかという検討を進めています。体育館の施設管理の問題とか、ですから、直近からすぐ取り組めるものとしては施設管理業務をまず積極的に進めなければならない。そういうことでいろいろなものがございます。

それから、また業務の委託の拡大です。例えば今やっています交換業務、病院なども交換業務は委託をかけている部分もあります。他都市においては、もっと極端に、実際に直接的に窓口業務なども派遣業者で賄っているようなところもあります。そんなところを検討しながら、あらゆる部門において検討したい。

ただ、難しいものは、やはり公共性の強い部分で管理的な要素の部分、それから、市民の信頼関係の中で行っている業務の部分だとか、そういうものについてはなかなか民間は難しいと思います。

それから、もう一つは、委託がすべてメリットがあるかという部分も多少はあります。その中には、当然、民間会社とのマージンの問題とか、管理経費のマージン委託もございますから、そういう中では、あらゆる角度から検討していった、拡大していくという方向ではありますけれども、何をどれだけやっていくかということは今ここで明確に申し上げることはなかなか難しいものと思います。

○ 前田委員

ちょっと参考までにお伺いをしますが、病院事業というのは、法的に照らし合わせて民間委託は可能なのかどうか、ちょっとお聞かせください。ほんのさわりだけでけっこうです。

○ (樽病) 事務局長

現在の市立病院は、条例設置をしてございますから、そういった意味では条例設置を廃止すればいいわけですが、民間委託ということになりますと、今、株式参入ということが、医療法の改正後、課題になってございますが、現実的には、市立病院そのものを業務委託というか、民間委託、丸投げといいますか、そういうことについてはまだ技術的に詰めなければならないことがありますので、現段階ではちょっと難しいものと考えております。

○ 前田委員

公共の病院で、委託されている実態というのはあるのですか。

○ (樽病) 事務局長

ちょっと突然で、よその病院のことはよくわかりませんが、さきほど申し上げましたように、委託ということではなくて、これは一種の医療法の縛りがございますので、そういった意味からいきますと、今、病院関係でいきますと、株式参入ということで、いわゆる営利を、いまの医療法からいきますと、病院は営利を目的としてはならないと規定がございます。これも株式参入が認められてございますので、今後は、そういった意味で委託ということではなく、株式参入という経営形態をとるものだと思いますけれども、現段階では厚生会とかいろいろな病院がございまして、中身の詳しいことはわかりませんが、我々の持っている情報の中では、病院業務をそのまま、いわゆる委託といいますか、そういう形のものについては聞いていません。統廃合とか、いろいろあるのですね。厚生連、日赤関係とかいろいろありますけれども、いわゆる今、委員がご質問の業務委託的な部分ではちょっと聞いたことはございません。

○ 前田委員

この問題については、特別委員会もありますから、ここではこの程度にします。

水道業務について

次に、小樽市の水道業務についてお伺いをいたします。

まず初めに、本市の水道の経緯と、現在の収支を含めた現状、これについてお聞かせください。

○(水道)総務課長

水道事業につきまして経緯ということのご質問でございましたけれども、創設したのが大正3年からございまして、今までに第6次拡張まで行われているという状況でございます。それから、収支ということでございますけれども、水道事業につきましては、おかげさまで、ここ数年は黒字会計になってございます。ただ、下水道会計におきましては、苦しい状況で経営をしているという状況になってございます。

○前田委員

これは、浄水場といいますか、こういった施設だとか、これはいつか。これについて、ちょっとお聞かせください。

○委員長

前田委員、もう一度お願いします。

○前田委員

水道施設、浄水場だとか、これらの数あるいは職員数、職員数の中には、プラス嘱託がいるのなら嘱託だとか、臨時職員だとか、これはどんな数字か。

○(水道)総務課長

まず、私の方から職員数について申し上げます。

職員数につきましては、平成14年度で 上水道が102名、下水道が26名というふうになってございます。施設につきましては、浄水場が40か所、配水池38か所ございます。

○前田委員

何か、基本的なことを聞いているのですけれども、なかなかこれだけしか答えられていない。それで、一部委託もされていると思いますけれども、その部署というか、ポジションというか、これはどうですか。

○(水道)総務課長

私どもは企業会計でございまして、委託につきましては、できる限り委託を行っている状況でございます。今おっしゃられました一部委託ということに関しましては、大きなものでは下水処理場の運用はほぼ委託している状況でございます。あとは、水道メーターの検針業務の委託だとか、それから、水道料金の収納委託、それから、関連しまして、昨年からコンビニによる収納委託などを行っております。今年度からは、さきほど言いました排水池のポンプなどの点検の委託、そういったことを行っております。

○前田委員

その効果については、どのように分析されておられますか。

○(水道)総務課長

金額的な部分で、私どもが試算をしたことはございませんけれども、例えば、下水処理場の管理運営委託など、かなりの人数を配置して24時間 365日でやっておるわけでございまして、それを職員でやるとすれば、今の26人という職員ではとうていできません。かなりな効果といいますか、そういうものがあるかというふうに考えております。

○前田委員

金額換算では分析はしていないというような答弁があったと思いますが、財政改革というのは、具体的に言うところということではないのかなというふうに私は思うのですけれども、これは、それでいいのですか。

金額換算というか、そういう効果を検証しなくても。

○水道局長

そのことからご答弁しますけれども、かつて水道局の職員というのは 250人です。今、上水と下水で 130人、それから、検針業務につきましてはほとんど直営でやっていたけれども、今は全部が委託になっております。と

というようなことです。当時の数字とは比較になりませんが、そういう意味では、100人以上の職員が削減されているということですから、当然、削減効果は大きいのかなと思っております。

それから、下水道処理事業につきましては、昭和58年に供用を開始しております。ここは、ご案内のとおり、管理運営業務につきましては、最初から委託をしている。今、だいたい、委託業務につきましては何人でやれという指示はしません。ただ、処理場、中央処理場、それから銭函、蘭島処理場、それから中継ポンプ場とマンホールポンプの管理、これをだいたい60人くらいの人で委託している。これを直営でやると、今、言いましたとおり、24時間体制ですから、相当の人が要るということになりますから、これは当初から委託してございますけれども、直営でもしやるとすれば相当の経費がかかる。人件費等です。ですから、これは最初からそういうことで民間委託でやったわけです。

○ 前田 委員

今、水道局長の答弁をいただきましたが、平成14年4月1日から水道法が改正施行されたとお聞きしておりますけれども、この主な改正点及び目的、これについてお聞かせください。

○ 水道局長

水道法の改正の一番大きなものは、多分、今までより抜本的な改正だろうと思えますのは、浄水場の運営管理につきまして民間委託でもよろしいということでございます。ただ、これは、当水道事業体の技術力が新しい技術に適應できないような場合に限って、民間の力を借りてもいいというのがやはり一番大きな点です。それから、貯水槽水道という概念になると思いますが、これにつきましては、今まで10トン以上の受水槽、マンションなどにございますね。受水槽で水を供給している施設がございますが、10トン未満につきましては、実は、全国的に余り指導監督ということができていなかったということで、水道法の中で貯水槽水道という概念ができました。10トン未満につきましては、その水道事業体で、これは指導になりますけれども、指導をするということで、水質の管理が図られる。この二つがやはり水道事業体については大きな改正かなというふうに思います。

○ 前田 委員

局長の説明ですと、技術力が不足の場合には、民間の力を借りることも委託によって可能になるということがありましたけれども、このことというか、改正に至った原因あるいは要因、このことについては、どのようなところに起因をしているのかということをお聞きします。

○ 水道局長

ただいま申し上げましたとおり、小樽の水道におきましては、非常に原水がよろしゅうございます。ですから、高度化処理というようなことについては、小樽側は要らないのだらうというふうに私は思っております。ただ、大東京ですとか、大大阪につきましては、上流で下水道の水路よりその水が延々と末端まで流れて、その水がまた更に水道につなげなければならない大変な技術が伴っています。それは、東京あたりはもちろんすばらしい技術を持っていますので、東京都の水道はそういうことがありませんけれども、周辺の中小の水道事業体にとっては、高度化処理に対する技術力をマスターするというのは大変な問題でございますので、この辺について、そういう技術力を持った民間で力がある、もちろん住民の命の水でございますから、水質を完全に管理できるような業者、今、日本でもいわゆる水処理の会社ですけれども、大手の会社が合併会社をつくっています。そういうところの技術力を借りるというような形の中で、民間委託をこれから進めてもおもしろいのではないかなという観点で、水道法の改正がなされたものです。

○ 前田 委員

ちょっと前後しますけれども、さきほどの技術の不足うんぬんということも聞きましたけれども、これは、具体的に聞きますと、今回のこの改正によって、浄水場の運転あるいは管理、こういったことも可能になるのかどうかということをお答えをちょっと簡単にお答えください。

○水道局長

端的に言いますと、可能になったということです。

ただし、責任の問題がございます。ですから、さきほど申し上げた命の水でございますから、委託をしたことによって、水道事業体の水道管理者の責任、受けたいわゆる管理技術者でございますけれども、そこでの責任がどうなるのか。何か問題が起きたとき、その部分をどうクリアできるのかということが、やはり一番大きな問題だと私は思います。ただ、そういうご質問でございますから、民間委託も可能になるというふうにご答弁申し上げます。

○前田委員

昨日の本会議の質問の中にもその言葉が出てきましたけれども、それこそ生産者賠償責任ということもあります。この今の水の問題に置き換えると、今のことは私の読んだところによると、委託はできると、ただし責任は行政側にありますよというようなことかなと、私はそうとっていたのですが、そういうことでよろしいですか。

○水道局長

そのとおりでございます。委託をした、しかし、発注者、水道管理者に最終責任がございます。これは、相当の技術力をもっている業者というふうに思います。仮に、そういう委託ということが発生した場合ですね。

○前田委員

それで、今回の法改正に伴う、ちょっと今の答弁の中に出てきたのかなと思いますけれども、他自治体の上水道、小樽の場合の下水道は民間委託してありますから、上水道における民間参入の実態、あるいは、今後の動向というのはどのように。

○水道局長

道内でも、例えば夜、あるいは日曜、土曜日の日勤、これについて委託をしているということは近い部分がございます。全面的に委託というのは知りません。ただ、今の水道法の改正について、私が今情報として知っていますのは、太田市という関東の、ここにある意味での全面委託というふうになってございます。

夜間あるいは日曜、土曜日の日勤のみについて委託しているところは、全国的にも数多くございます。

○前田委員

全国では、民間参入を取り入れているところもあるということで理解をしいのですね。

それで、小樽市ももちろんそうだったのですけれども、これらの民間参入の、民間の委託推進に当たり、障害となるものがあるとするならば、さきほど答弁にも、私が言っているニュアンスはちょっと違うのですけれども、局長はわかっているかと思えますけれども、障害なるものはどのようなものがあるのですか。こういった理解を得なければならないのか。小樽市の場合でもけっこうです。

○水道局長

全面委託ということですか。全面委託に対する障害ですか。

端的に言うと、市民が信頼できるかどうかということです。

○前田委員

もちろん、それは第一のことですけれども、私は、人的な問題もあったものですから、ちょっとそれを聞いたかったのですけれども、何か、職員の関係で協力を得られるのかなということについて、もしか進めようとするならば、いかがですか。

○水道局長

職員というのは、水道局の職員ということですか。

○前田委員

全市的というか、市職労とかいろいろあるのでしょうか。

○水道局長

それは、ないですね。

○前田委員

ないですか。

○水道局長

そういうことよりも、水道水でございますので、さきほど、総務課長からも答弁ございましたが、委託にあたって信頼をおけるかどうか、公共的にですね。それは、やはり市民のご判断もあると思います。私どもが、簡単に民間に委託しますというふうには私は言えないです。

○前田委員

そうしたら、乱暴な言い方で言うと、市職員というか市職労とは別に、市民の理解、ニーズがあれば取り入れることはじゅうぶん可能だというふうに受け取ってよろしいのですか。

○水道局長

私どもは、やっぱり市民の立場で水道業務をやっておりますから、水質が安全なものが保障されるということがまず一番大事でございます。ですから、もしそういう会社、そういう民間に技術力を持った委託にたえられる業者さんが市内にあるということになりますと、それは、その段階でいろいろ検討をしなければならないと思います。現在はそういうことでございせんから、やるとかやらないとかということにはならないと思います。

○前田委員

それで、今回の法改正に伴う他自治体の動向を含めた本市における水道事業の今後の在り方、これについて、局長にお聞きます。

○水道局長

上水道につきましては、本年度の予算編成のときにご説明申し上げましたとおり、平成16年を目途に、銭函の浄水場の運営管理を、夜、廃止をし、昼間のみにするという事を考えております。それと、天神と松ヶ枝の浄水場は、10月を目途に統合するということになります。これについては、今着々と、そういうことで進めております。その次に、銭函浄水場、これの昼間のみの運転と。これは、豊倉浄水場から水を銭函に補給するという事で今後進めていきます。当面はそういう形で、上水道の管理運営をしていくということでございます。

○前田委員

今後、部分的に委託を進めていくという説明があったかと思えます。

私が、聞いているのは、水道新聞がございせんね、業界紙の。最近、局長のインタビューが出ていました。それで、今、答弁もありましたけれども、私が今こうやって質問をしましたので、もしこれにつけ加えることが今あるのであれば、もう一度答弁願います。

○水道局長

エッセイを読まれたということでございますが、私どもとしては、これはいつからということではございせんけれども、全道的にも、あるいは道内、小樽の近くにもございせんように、浄水場の夜間用員、この部分に民間の力を借りることはどうだろう、可能なのだろうかということについて、銭函浄水場の昼間のみの管理を次のステップとして、考えられるとすればそれではないのかなというふうには考えております。

○前田委員

行政改革について

まとめます。

それで、昨年のことなのですが、私を含めて自民党の若手議員が、昨年秋、帯広の隣にございせん音更町というまちがございせんが、ここを視察してきました。人口規模は5万人弱ということで、行政規模は違いますが、この

音更町では、昭和40年代から行政改革に取り組んでおられまして、現在、その一端を披露しますと、現在は、町所有の車が1台しかないというのです。もちろん、運転手は1名ということで伺ってきているのです。そういったことで、行政サービスのほとんどを民間に委託されておられます。お聞きしましたところ、町民からの苦情はありませんと、民間委託についての苦情はありませんと、このようにお伺いをしてきております。

そこで、本市においても、行政改革、行政改革と叫ばれているところでございますが、この問題は、今、緊急かつ急務で問題を解決していかなければならない、このように考えます。要は、乱暴な言い方になりますけれども、決断と実行であります。

最後に、市長の行革に対する意気込み、あるいは決意というものを、今のやりとりも聞いておられたと思いますので、お聞きをして、私の質問を終わります。

○市長

ご承知のとおり、国におきましては、構造改革ということで進めています。20世紀のいわゆる戦後のいろいろな枠組みがどんどん壊れてきている、そういう状況の中で、省庁の改編とか今までにないことが行われてきたわけです。したがって、市といたしましても、従来の発想の中での枠組みはどんどん崩れていかなければならないだろうと。崩れていって、新しい時代に対応した行政の仕組みと申しますか、枠組みをつくっていかなければならないだろう、こう思っています。

したがって、さきほど総務部長からお話があったように、今いろいろな部分で事務事業の見直しをしています。今お話にあったような水道事業も含めて、今まで考えられなかったようなこともどんどん考えて、知恵を出して、そして進めていかなければならないだろうという気持ちであります。更に、今の厳しい財政状況の中では、これもまた従来の考え方を打ち破っていくと申しますか、そういうことも進めていかなければ、なかなか行革の実も上げられないというふうに思っていますので、この行政改革というものは、本当に真剣にと申しますか、じゅうぶんに職員の理解も得ながら進めていって、市民の皆さんの理解もいただきたい、こう思っています。

○前田委員

だいが決意がかたかったので、ちょっと聞く予定はなかったのですが、聞きます。

決意は、今聞きましたけれども、その先頭に立って、来年度以降も携わっていく、かかわっていくおつもりでしょうか、いかがですか。

○市長

非常に難しい問題でして、今、取り組んでいます方針は示していきたい、こう思っています。

○前田委員

終わります。

再任用問題に絡むごみ収集運搬業務について

○成田委員

今、前田委員の方から市長に答弁をいただきまして、僕は、引き続き再任用問題からごみ収集運搬の業務委託の点を伺おうと思ったのですが、大変いい市長の答弁をいただきましたので、これは当然やっていただけるものだと思って理解しました。

市長は、僕の代表質問の中で、ごみの収集運搬業務について市長の答弁がありまして、その中に、僕が考えるのは、今年の春に再任用された職員が何人か環境部の中におったと。その方は、再任用が凍結されると来春は退職という形になります。そこで、ごみ収集運搬業務についてどのような考え方があるのか、それをまず一点、聞かせていただきます。

○環境部次長

ただいまの成田委員のご質問でございますけれども、現在、再任用職員といいますのは、環境部の収集業務係に6人が在職しております。また、来年度においては1名の職員が退職をする。こういったことを踏まえて言うと、まず来年度におきましては、再任用が凍結された場合においては、いわゆる4人の欠員というものが生じるわけです。それから、16年度以降におきましても、また順次、職員の退職ということがあるわけでございますので、現在、環境部におきましては、中長期的な意味で、欠員不補充という考え方に立ちながら、委託の拡大といったことをしていかなければならないかというふうに考えてございます。

○成田委員

それでは、今後の考え方としては、業務委託を考えていくのだということで理解していいですね。

○環境部次長

今、言いましたように、中長期的という意味合いは、例えば、現在、広域連合の方でこれから施設整備を進めようとしている焼却施設なり、あるいはリサイクル施設といったものが平成19年度をめどに稼働していく。そういった中で、恐らくは、例えばリサイクル業務などが、これから大きく拡大していくだろうというふうに考えてございます。ですから、これをどういう形で行っていくのかということも一つの課題であることは事実でございます。また、委託の拡大といいましても、それでは100%委託にすればいいのかと。現在の直営をですね。ある程度の直営を残さなければいけないのかといったことも、やはり、今後は検討していかなければならないと考えてございます。

ただ、言えることは、平成15年度のいわゆる4人の部分につきましては、現在、4人欠員になるわけでございますけれども、欠員を補充しないということを前提にして、その人員の中で、現在直営でやっている業務というものができないかと。これにつきましては、市の庁内の他の業務と違いまして、同一職場であり、また、ある一定の事業を抱えている。さらには、同一業務であるといった中で、これまでも業務の効率化に努めてきたわけでございますけれども、例えば業務時間の見直しだとか業務の在り方の見直しの中で、何とか委託をしなくても直営だけで現在の業務ができないのかと。こういったことについても基本的には検討をしていかなければならないだろう、このように考えております。

○成田委員

できるだけ職員の中でカバーしながら、できることなら直営でやっていきたい、そういう考え方だと思って今聞きました。

できるのであれば業者委託しまして、若年者層というか、そういう雇用対策にもつながっていくと思うのです。企業に委託することによって、新たな雇用対策にもつながっていく。そしてまた、まちの活性化にもつながっていくし、人口対策にもつながっていく。これは大きな波及効果につながっていくと、そういうことが考えられるということがあるので、その辺も考えながら、庁内で、また関係部局で検討していただければと思っています。

公園維持管理業務について

次に、公園維持管理業務についてお伺いします。

公園委託業務の中で、直接、事業にしている部分というのは、市内にたくさん公園があると思いますけれども、幾つぐらいの公園を直営しておりますか。

○(土木)公園課長

市内に都市公園として管理しているのが90公園ございます。そのうち民間と契約しているところは、全面的にというか、業種によっていろいろ委託の方法が違うのですけれども、草刈りについては、民間業者をお願いしているのが25か所、それから、直営や町内会等で65か所です。

○成田委員

この都市公園、それから街区公園といろいろ公園はあると思うのですけれども、この公園の中に民間人が管理し

ています愛護会というのがあります。その愛護会は、どのような管理の仕方というか、どのような作業をしていますか。

○(土木)公園課長

愛護会につきましては、公園の安全管理など、適正な管理ができるようにということで、行政側と地域住民との間に立って、公園の管理の徹底を図るために地域住民の方をお願いしてつくってもらうものです。一般には、愛護会につきましては、公園の種類につきまして街区公園とか近隣公園がございますけれども、一番規模の小さい街区公園ということですが、その公園で、今現在、愛護会があるのは、平成13年度末で60の地域で愛護会活動をしています。

もう1点、愛護会の方がやっていることですが、それにつきましては、一般に公園の草刈りとかごみ清掃、また、公園内にあります遊具の定期点検をしてもらいまして、何か異常がありましたら連絡をもらうなど、そういうものを地域住民の方をお願いしています。

○成田委員

だいぶ前の話ですが、昭和57年に、若竹町に、今、うぐいす公園という名前がついているのですけれども、若竹町民がみんなでつくった手づくりの公園があるのです。その公園は、町民がつくったということで、管理も使い方もきれいにみんなで一生懸命やっているのですけれども、そういうのはほかの地域にも該当するのではないかと思います。その辺の取組方というか、公園課として、市民に対して、公園をただ単にこの場所につくれば町民が喜ぶのではないかと。公園課としてつくるのは、それはけっこうなのですが、町民と一体となった公園のつくり方というのがこれからは必要だと思うのです。その中で、やはり業務も委託してもらうとか、民間人をその公園に協力してもらう、そういう姿に持っていけないのかなと。そういう考え方があるのですけれども、公園課長はどうか、そういう進め方というのですか。

○(土木)公園課長

今、公園というのは住民にとって身近な憩える場所ということなのですが、行政側がすべてやることによって、地域住民の方のいろいろな要望にこたえていくというやり方については、公園ばかりではないと思うのですけれども、公園については、アドバイスという形で、従来からそういう形で地域住民をお願いをして少しずつやってきております。

今年度は、平成14年度ですが、新規に星野町に新しい街区公園が1か所設置されました。その街区公園をつくるに当たって、公園の周辺の方、町内会の方に事前にお話をして、どういう形で公園をつくったらいいのか、また、どういう形で作業をしていったらいいかということで、町内会に投げかけまして、ワークショップというのですが、地域の人のご意見を聞いて、それに基づいた形で我々の方で公園づくりを行っています。

地域の方に協力してもらう公園ですので、そういう住民の意見を反映して、また逆に、それについて住民の方に維持管理というのですか、町内でそういうものを対応してもらうということは、当然、これからは必要ではないかというふうに思います。今後、そういう公園の整備を含むということを考えてございます。

○成田委員

やはり、公園というのは、町会に維持管理を委託するのもいいですが、また、直営でやるのもいいですが、直営というのはやっぱり人件費も全部伴ってきますし、やる範囲というのを決められてしまうと思うのです。そして、管理しているそのものも、一時に春が来て秋が来て、その作業が大変です。一気に来てしまうので、短期間で民間委託はしなくてはならない、直営はしなくてはならない、そういうことになるので、そういうことにならないように町民と一体となった公園づくりをやっていく、そういう物の考え方をして、公園を、都市公園でもそうだと思うのです。花園公園も、利用度の少ない、やっぱり人の集まりやすい公園をつくっていただきたいと思うのです。それは、市民に訴えて、やっぱり市民と一緒にあって公園をつくっていったらいいのではないかと思います。

ますので、ぜひその辺も考えていただければと思っています。

それで、潮見台公園なのですけれども、あそこの公園は、いまだに何も手つかずであるのです。潮見台公園を何とか人の集まりやすい、にぎわいを持った、景勝地にある場所なので、その辺は、公園課としても、ここは市民で使ってください、ここを市民に提供しますから何でもつくってくださいというような形になれば、皆さんが協力し合ってパークゴルフ場でもつくれるかなと思います。どうでしょうか。

○(土木)公園課長

潮見台公園につきましては、昭和59年に整備して、今の全体の状況になっております。知っている方は知っているとか、眺めがいいので遠足とか、そういうもので使われているということで、それで、市の方で全くやっていないということではなく、上の方の平磯の景色のいい場所につきましては、場所は広いので何回もとはいきませんが、年1回程度の草刈りを行っているのが現状であります。

公園の整備の仕方については、委員の方からお話がありましたけれども、行政側の方ですべてやっていくという時代でもございませんので、都市公園条例がございますので、そういうものに照らし合わせて、そういう民間という形で行えることがあればそういうものを考えております。

○成田委員

ぜひ考えていただきたいと思います。

銭函パークゴルフ場について

それで、これは社会体育の方に聞くのですけれども、銭函のパークゴルフ場なのですが、利用者の方からホールの中に高いネットを張ってほしいという要望があると思うのです。その対処はしてくれたのでしょうか。

○(社教)社会体育課長

今のご質問でございます。

銭函パークゴルフ場は二つのコースがございまして、はまなすコースとつつじコースがございまして。その中で、両方とも4番というところがございまして、そこが80から90メートルの長い距離のロングコースになってございます。それで、一番奥の方のはまなすコースの方につきましては、そういった危ないというのがございまして、オープン後7月末ころに塀を少し大きくしたという経過がございます。それから、手前のつつじコースの4番につきましても、非常に危ないというご指摘がございました。それで、今、業者に対処させてございまして、今月末にはある程度の高さを保てるということになってございます。

○成田委員

利用者の方から、危険であずましくプレーできないというような、もしけが人でも出たら責任問題になると思うので、その辺を心配して連絡が来ています。

それから、ここの管理は民間委託しているのですね。小樽市教育委員会という腕章をしている方が受付にいますけれども、これは、教育委員会が管理しているのですか、それとも民間委託でやらせているのですか。

○(社教)社会体育課長

前にもご答弁させていただいておりますが、一応、あそこの管理運営につきましては、銭函連合町会に委託をいたしましてお願いしてございます。たまたま、今、あそこに管理人が2名常駐してございまして、当初は、小樽市教育委員会というマークの腕章をつけてございます。現在は、新たにジャンパーといいますが、そういったある程度のもを着て、黄色いジャンパーでございますけれども、それを着て場内の管理、それから発券とかを行っているということでございます。

○成田委員

あそこのパークゴルフ場の横に自動販売機を設置して、プレハブで置いていますね。これは、どこで経営しているのですか。

○(社教)社会体育課長

自動販売機につきましても、銭函の連合町会の方が業者の方をお願いして取りつけている、そういった実態でございます。

○成田委員

これは、自動販売機は利益につながることなのですが、それはかまわないのですか。委託させている業者がそういうことになっても何でもないのですか。

○(社教)社会体育課長

私どもといたしまして、銭函の連合町会さんに自動販売機の委託まではしてございません。あくまで、委託してもらっていますのは、銭函のパークゴルフ場の管理と運営、清掃とか入場券の発券だとか、そういったところでございます。銭函連合町会さんが別に、パークゴルフ場の違う土地のところに連合町会の方で設置している、そういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○成田委員

道路一本というか、道路はないのですよね。道路を挟んで、通路の状態のところには自販機が立っているのです。敷地は違いますよ。それで、そのプレハブのところは、雨が降ったときに休む場所がないのです。それも、何か考えなければならぬかなと思っているのですけれども、教育委員会では何か考えていますか。

○(社教)社会体育課長

確かに、6月16日にオープンいたしました。それで、今、利用者の皆様からいろいろなご意見、ご質問も出てございます。それで、とりあえずこの1年間、10月いっぱいぐらいまでオープンいたしますけれども、これのいろいろな経過を見まして、来年に向けまして、当然、休む場所なり、そういったところも考えていかなければならぬだろう、そういうふうには思っております。

○成田委員

この管理を銭函連合町会をお願いしていて、やっぱり管理している以上は、連合町会としても、頭を隠す、雨が降ったときに休めるような場所を考えてくれるのならいいけれども、何か商売の方を先に考えているような、そういうふうに僕は受け止められるのですが、その辺は連絡をとりながらやっているのでしょうか。

○(社教)社会体育課長

正直に言いまして、その施設をつくる、つくらないというのは、銭函連合町会さんというよりも、やはり教育委員会の方の問題になろうかと思えます。当然、これから10月いっぱいのオープンにかけまして、いろいろと、これからどんなことをしたらいいのか、それからどんな欠点があったのか、そういったことも連合町会の方にもお聞きしまして来年に結びつけていきたいというふうに考えております。

○成田委員

このパークゴルフ場は、かなりの人気がありまして、もう1万人、先月の末ですか、今月の中でしたか、突破しましたね。その利用者の割合というのは、小樽が何人くらいで、札幌が何%と、その区別の仕方というのはわかると思いますけれども、どの程度なのですか。

○(社教)社会体育課長

6月16日にオープンいたしまして、8月いっぱいまでの資料でございますけれども、延べ63日間営業してございます。その中で、その利用者数が1万1,783人というふうになっております。その内訳でございますけれども、札幌市が5,590人、47.4%、それから小樽市が5,765人、49%、それから石狩市が375人で3.2%、その他が53人で0.4%、そういった割合になってございます。

○成田委員

もうそろそろまとめます。

このように、やっぱり立地条件がいいというのか、かなり人気の高い場所だったのですよ。そして、銭函は環境がいいものですから、札幌からも来ますし、小樽からもうこういうふうにたくさんの方が参加します。そのほかに、やっぱり銭函だけではなくて、小樽市内にも何か所かパークゴルフ場を開いていただきたいと思ひまして、市長のその辺の考え方もあったら、ぜひ伺いたいと思います。

最後に、お願いします。

○市長

実は、先日、14日ですか、土曜日だったと思いますけれども、老人クラブ連合会のパークゴルフ大会がありまして、あいさつに行きました。開会までの間にいらっしゃった方々といろいろな話をしまして、老人クラブ連合会ですから、市内各地から来て、ここまで来るのは遠いから、何とか我がまちにもという話は聞きました。土地はありますかと言うと、土地はないと。なかなか今の財政状況の中では、土地を買って整備というのはなかなか手が回らないという話をして、いい土地があったらまた世話をしてほしいということでお話をしました。確かに、非常に人気が高いものですから、将来的には、財政状況を見ながら、北部方面といいますか、そちらの方に考えていかなければならないのかなという感じはしています。

○成田委員

終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

○大島委員

代表質問しておりますので、それを中心にお聞きします。また、そのほかにもございます。

まず初めに、議案30号和解案のことについてですけれども。

○委員長

大島委員、議案30号は建設に付託です。

○大島委員

済みません。大変失礼いたしました。

フィッシュミールについて

それでは、フィッシュミールについてお尋ねします。

資料をいただきました。経済部担当一覧表、お手元にあると思います。フィッシュミールについて質問をしておりますが、裁判があるのでコメントは差し控えたい、そのように市長が言っておられます。

この一覧表を見ますと、63年、山田勝磨さんが経済部次長を3年間やっています。そして、問題になっておりました平成2年、経済部の商工課長に高橋さん、この方が、今回、証人喚問された方でございます。そしてまた、一方の証人喚問で、当時、昭和62年6月から平成3年5月31日まで助役をやっておられた大谷さん、この方が証人喚問されていたわけですが、今までのいろいろな経緯、経過、そしてまた、裁判を傍聴して感じたことが、この表を見ながら、改めて、これはいったい何だったのだ、そのように思っております。

といいますのは、担当の商工課長の高橋さんが、平成4年まで商工課長をやっておられました。その後、平成9年に、今度は部長さんとしてまた戻ってきているのです、2年間。その間、平成7年、8年は、当時、現在の市長さんが経済部次長をしていた。私は、なぜこれを資料として請求したかと言いますと、経済部次長の松川氏も裁判を傍聴しておられましたので、証人喚問のときの高橋証人の言葉もお聞きしていると思います。弁護人の質問に対して、平成4年から5年間は、これは高橋さんが離れている時期ですね。この間、何もしていなかったと、そのような答弁をしております。といいますのは、9年から始まったのはなぜだ。議会からの指摘があったからだ。そう

すると、その間に山田勝麿部長が2年間、そしてまた、今ここに総務部長としておられます鈴木さんも3年間、経済部次長をしておりました。そして、商工課長の磯谷さんは4年間やっていました。

磯谷さんは、私の質問に対して、平成9年の質問に対して、8年以前の資料はありませんとかたくなに断ってきたのですよ。それは、山田経済部長の時代です。そのころ、藤島部長もそのようにおっしゃっていました。担当の山崎課長もこのようにおっしゃっていました。木谷さんも一年目はそのようにおっしゃっていました。ところが、時効間近に控えた13年の1定で突如として出てきた。これは、共産党さんの資料要求ですよ。そのような経緯がございまして、今、証人喚問として、その当時のことをいろいろと質問されております。

まず、代表質問でも申しましたが、高橋証人の言葉を聞いておりまして、議会のチェックというのがいかに大事なのか、改めて感じた次第でございます。そしてまた、代表質問でも、経済部次長として、また経済部の部長として、今現在の市長の責任は感じておられるのか、こう尋ねましたが、今、係争中なのでコメントは差し控えたい、そういうような答弁ですけれども、これについては、もう一度お答えください。

○市長

本会議でお答えしたとおりであります。

○大島委員

責任がなさすぎるような気がいたします。

公宅について

次に、公宅についてお尋ねいたします。

特に、樽病の公宅についてお尋ねいたします。

代表質問をし、そして再質問もしました。改めて、再質問の市長さんの答弁もテープで起こしてもらって、それで確認しているのですけれども、これでいいのかな、こんなことでいいのかな、大変驚いております。

今ここに当の本人がおりますから、私は余り言いたくはございません。しかし、19年間も病院の職を離れていた方が、公宅に入居していた。いろいろな事情があったのだ、このようにおっしゃっています。また、市長さんはこうも言っているのです、再質問の答弁で。もともとだれも入らない空いている住宅があるので、だれか職員でいいかと、そして入ったもらった経緯がある。これはいいんですよ、職員ですから。私はこれは問題ないと思うのです。ところが、この後ずっと居座っていたことに私は問題があるのではないかと。規則や規程等にあわせて、比べても問題があるのではないかと、そのように質問でも尋ねております。

そうしたら、再質問の答弁なのですけれども、本人自身も、その間、いろいろ病院側と取得についての話し合いもあったようです。また、その中で、そのような経過があったものですから、売却してもいいとか、少し検討させてほしいという経過もあったと。そしてまた、そういう経過がよいかどうかは別にいたしまして、そんなやりとりもあったようだ。そんな経過というのは、市長、その後、53年に入居して、配置転換をやってから10回の異動があったのですよ、今日まで。

私は、病院にお尋ねいたします。

市長が、このように本人もまだいたいと言ってもいると。本人としても、いつまでもいるというわけにはいかなしいということも言っているのですね。本人も、ずっとこのままだいたいというふうに、住んでいたいと、そういうふうにも言っているのを聞いたと。これは、ちょっと勘違いかなと私は思うのです。

といいますのは、病院の公宅の規則と照らし合わせても、いられるわけではないのです。しかも、現在は幹部職員でございます。皆さんもご承知だと思いますけれども、ここに小樽市職員倫理規定ハンドブックというのがございます。これをもう一度よく読んでみてください。あたりまえのことしか書いてありませんよ。そのあたりまえのことを、黙認したり、まあまあまあとか、それでは組織の秩序は保たないのではないかと私は心配しているのです。ぜひこの件については、考えていただきたい。

病院にお尋ねしますが、このように初めから空いていない、仕方なしにいろいろな経緯があって職員に入ってもらったと。そして、その間いろいろなことがあったけれども、今この状態が続いている。私は、病院の公宅という財産か、これは普通財産か何かに資産替えをして、入らないところであれば資産の有効利用、売却も考えるべきではないのかなと思うのですが、病院としての考え方をお聞かせください。

○(樽病)事務局長

ご質問にお答えする前に、このたびの本会議で委員から今ご指摘がありましたように、私ども小樽病院が所有、管理する公宅におきまして、病院側といたしましては管理責任を果たすといった意味で、最小限、緊急避難的に、当時、病院にいた職員に入居を認めてきた経過がございます。

しかし、今、ご指摘にありましたように、これらの取扱いは、規則の運営上、適切さを欠いておりますので、我々、病院事業といたしましては是正する方向で入居者と積極的に協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

ご質問にありました用途廃止、移管でございますけれども、公宅に限って申し上げますと、用途廃止としては売却なり一般会計にということになると思いますが、一般会計に移す場合の課題といたしましては、私どもは地方公営企業法を適用してございますので、一般会計に移管する場合、用途廃止をして移管する場合も、やはり無償ということにはななくて、独立採算原則でやっておりますので、有償で一般会計に移管して売却なり、何かほかに使うということでございます。ですから、仮に一般会計に移管した場合については、そういった有償譲渡ということについて、仮にやるとすれば一般会計と協議をする必要があると思います。

それから、資産の処分についてでございますけれども、本会議でも市長からご答弁申し上げましたが、公宅として老朽化しておりますし、入居者のニーズがなかなかない。そういうことでいきますと、今のこういう病院の会計状況がありますので、これを売却するなり、有効活用ということでは考えてございますけれども、ご承知のように、病院会計の場合は、資産の処分については議会の議決は要しませんが、予算に計上することが地方公営企業法に位置づけられております。

したがって、この処分につきましては、毎年度予算に計上して、それから、その年度内に処分するという手続がありまして、かつては売却あるいは用途廃止をするといった場合に、何件か競売にかけた経過があるのですが、なかなか処分をする確実性が担保できない、そういうことで今日まで来た経過がございます。

仮に年度内にこの処分ができない場合、予算全体に影響を及ぼします。かつて当時は、不良債務を抱えていたことから、単独不良債務の解消ということもありまして難しかったと思うのですが、現時点では、委員もご承知のように不良債務を解消できましたので、ご指摘にありましたこの公宅資産の有効活用、そういった視点では、かつてとは違いますので、今後、用途廃止、売却を含めて、売却というのはご本人にということではなくて、有効活用という意味では、これについて積極的に今後検討していきたいというぐあいに考えております。

○大島委員

第二病院でも、院長公宅が平成7年、8年からずっと空き家のままになっているようでございます。あわせて検討していただきたい、そういうふうに思います。

さきほど、議案第30号については建設だということでございます。それで、やめますけれども、市民クラブの議案説明が実は8月28日にございました。その議案説明の中で、助役は、市民クラブの質問に対して花穂中央線のかしの問題、これを指摘しました。土地の二重払いにならないのか、そのようだと。それについては、当時、担当の職員の処分も含めて検討しなければと、助役は市民クラブの説明の中ではそのようにおっしゃっていました。

当時ということになれば、あの事業からいくと平成4年度です。そのようなことでございますし、約9年ないし10年近くさかのぼっての処分、そしてまた、今、調査をし検討をするというご答弁もいただいておりますが、これには間違いございませんか。

○ 助役

確かに、そういうお話をさせていただいた経過がございます。それで、一連の担当者の経歴といいますか、どのメンバーがどういう立場でどんな仕事を分担してきたかといったようなことも調べておりますので、この件につきまして、担当の職員もわかりましたので、当時の状況を、今いろいろ聞取り等も含めまして調査しておりますので、その結果に基づきまして、何らかのことは考えていかなければならないだろう、そういうふうに思っております。

○ 大畠委員

道路拡張にかかわる職員の過失については、さかのぼって検討するのだということでございます。ただいま、前段で質問しました公宅についての処分といいますか、そのような、代表質問の中では、いろいろな事情があったからやむをえないだろうというようなことではございますが、この倫理規定からいきますと、私はそうはいかないような気がするのです。総括サービス管理責任者、これはすなわち助役ですよ。助役の責任は、この今の公宅の問題については問題はないのですか。処分には厳しく、幹部には優しいということになれば、大目に見るということになれば、これもまた、今までのいろいろな事件の処分、処罰と比べてみても、昨日の市長の答弁では私はちょっと納得がいけない。これは、総括サービス管理責任者、この方を処分できるのは助役しかいないのではないのでしょうか。

そしてまた、監督者としての責任、助役の責任もこれ、及ぶのではないですか。その辺をお聞かせください。

○ 助役

私自身のことから、ちょっと答えづらい部分があるのですがけれども、基本的には、先般、市長がお答えいたしましたように、今つくっております倫理規定に関して大畠委員は、責任問題というふうに言われておりますが、この間の市長の答弁でもお話ししているように、この倫理規定は、国家公務員あるいは道職員、市町村の一連の事件から端を発しまして、職務上の、サービス上といいますか、利害関係者とのおつき合い、そういったところに関連しまして禁止行為を定めたものでございまして、その前段ではいろいろな基本的な心構え等をうたっております。それを読みますと、確かにそういったことにも触れてくるのかなというふうに思いますけれども、基本的には、利害関係者との関係での禁止行為について言っていますので、直接、倫理規定上のその部分については、今の問題をこれに当てはめるといえることはいかががかと、私自身は思っております。

しかしながら、今の経緯そのものを考えてみますと、一連の財産管理といいますか、条例、規則等に照らしてどうかといったようなことになると、それは、全く私は責任がありませんよというふうにはならないと思います。

今の議論を整理しますと、倫理規定上の責任はどうかということになれば、さきほど申し上げましたことになりうかと思えます。

○ 大畠委員

皆さん、もう一度、これをよく読んでみてください。そうすると、公務員は何をしなければならないのかと。やっぱり規則、規定を守らなければだめなのです。ここに目的が書いてありますよ。これは、たしか山田市長が総務部長時代の、違いますか、その後ですか。これは必要があつてつくったのです。だから、もう一度、これを、皆さん、私も含めて熟読していただいて、市民の信頼あるいは職員の信頼を保つためにはどのようなことが必要なことなのかということを、もう一度、市長、機会があればぜひ職員に訓辞をしていただきたいと思います。いかがですか。

○ 市長

倫理規定につきましては、やはり、いろいろな事件、事故というのは忘れたところに起きますから、こういうものは身につけて絶えず注意していかなければいけないということはそのとおりだと思います。

今の公宅の問題につきましては、やはり、病院の施設管理上の問題というものはあると思いますので、その部分

はよく調査をして、適正に対応していきたいと思っています。

○大島委員

朝里川温泉について

最後の質問ですけれども、朝里川温泉のことについてお尋ねします。

朝里川温泉の現在の供給と需要の関係は、どのようになっているのか、お聞かせてください。

○(経済)観光振興室観光事業課長

朝里川温泉の温泉の供給でございますが、今現在は1号井と2号井で毎分それぞれ100リットル、1日で102.5の揚湯がございまして、温泉施設9施設に対して給湯をしております。

○大島委員

朝里川温泉の湯量のことについては、絶対量がだんだん枯渇してきている。そういうことで、今年も新しい泉源を掘る予定でございます。ご承知のように、昨年、3号井を掘りました。しかし、市側が希望していた湯量の確保ができなかったということで、それは断念をしておりますが、その掘った3号井については現在どのような状況にあるのか、お聞かせください。

○(経済)観光振興室観光事業課長

3号井の現状でございますが、現在は、表面を密封いたしまして、道の土地を借りておりますので、借りた状態で現在進んできております。

○大島委員

そうすると、廃坑にはしていないのですね。

○(経済)観光振興室観光事業課長

そのとおりでございます。

○大島委員

その湯量は、試掘した段階でどのくらいの湯量があったのですか。

○(経済)観光振興室観光事業課長

試掘の段階では、毎分30リットルということでございます。

○大島委員

今、小樽市が朝里温泉街の施設に供給している施設で、毎分30リットルの湯量があれば可能な施設というのは、1軒で可能な施設というのはどの程度ですか。ございますか、あったら参考までに教えてください。

○(経済)観光振興室観光事業課長

3号井の試掘した湯量で申し上げますと、現在、施設としては規模の小さい施設、具体的に言いますと武蔵亭の規模で足りるかということでございます。

○大島委員

廃坑にしない理由というのは、何か理由があるのですか。

○(経済)観光振興室観光事業課長

前にもご質問があったかと思いますが、朝里川地区のまちづくりを考えておられる会が、この30リットルという湯量で、何か朝里川温泉地区の振興に活用できないかという声もございまして、そういった部分で検討の余地があるということで、現在は密閉したままということでございます。

○大島委員

昨年は、どのくらいの予算で掘ったのですか。

○(経済)観光振興室観光事業課長

昨年度は、6,500万円でございます。

○大島委員

皆さんの中には、朝里川温泉の試掘している場所がどこか、もし知らない方がいれば参考までにと思いまして、実は、私は今年の7月に写真を撮ってきてみました。私も3号井の場所がわからなかったのです。そうしましたら、ちょうど今、武蔵亭とおっしゃいました。武蔵亭さんが観光ホテルの後にすばらしい建物を建てたのです。川を挟んでちょうど真裏がこれです。ここの武蔵亭さんの新しい建物で、割烹旅館とかでしたね。これには、すぐこの川を渡る橋がございます。管を敷設しようとするれば大変便利のいい場所なのです。しかも、これは道有地と。武蔵亭さんのオーナーは、ご承知のとおりでございます。そして、廃坑にはしていない。廃坑にしていないということは、打った管が入ってるのですよ。何かちょっとその辺が、余りにも、これは私の、そういうことはないと思いますけれども、ちょっとどうしてそのような状況があるのかなと。私だったら利用させてほしいと言いますよ。

もし、そういう希望があった場合には、6,500万円もかかったわけですから、適正な価格で、相談があった場合ですよ。あるかないかわかりませんが、もしあった場合には、その辺も含めて検討するというような考え方はあるのかどうなのか。あれば、ちょっとお聞かせください。

○(経済)観光振興室長

仮定の話ですので、それについてのお答えはちょっとできませんけれども、基本的な私どもの考え方としては、当然、委員が今おっしゃいましたように、市が6,500万をかけた温泉ですから、それを無償で、たまたまそこに旅館があるから、そこに供給すると、1軒のためにそれを揚湯して供給するという考え方は今のところ全くございません。

ただ、そういう話があったとすれば、仮定のお話ですけれども、あればそのとき、また何らかの考え方というのは小樽市としてはしなければならないというふうには考えております。

○大島委員

そして、また廃坑にする場合も、方法によってはいくらかでも再生できるような廃坑の仕方があるそうです。地下3メートルまでコンクリを入れれば、それでも廃坑の手続にもなるそうです。普通、廃坑と言え、管を抜いて、地下から、一番下からコンクリで埋めるそうです。そうであれば、二度と利用されることはないのだと。しかし、廃坑の仕方によっては、そういう方法もある。私は非常に注目をしている3号井でございます。

次に、3号井がだめなら4号井だということで、当初、1号井から50メートル離れたところということで説明を受けておりましたけれども、今、掘ろうとしている場所は1号井からどのくらい離れている場所ですか。

○(経済)観光振興室観光事業課長

現在の1号井から20メートルほど離れた場所を予定しています。

○大島委員

20メートルと言え、1号井との関係があって、1号井の泉源に非常に影響があるのかなというふうに思いますけれども、その辺はどのように考えているのか、今掘っている場所は20メートルと。たしか当初は50メートルくらいというふうに話を聞いておりましたけれども、今の答弁では20メートルだということになれば、1号井との関係、1号井への影響、その点についてはどのように考えているのですか。

○(経済)観光振興室観光事業課長

今の委員のご意見につきましては、事前に道立の地質研究所に問合せをいたしまして、この地質研究所からご意見、ご指導をいただいております。この20メートルという点につきましては、20メートルといたしますが、1号井から距離を置かないで掘るということにつきましては、地質研究所からは、なるべく離れない、近い距離の方が、1号井のデータを活用して、そのデータ自体の信頼度が高いということがありまして、できれば近い方が望ましいという意見をいただいておりますので、それに基づきまして20メートルということで設定をしております。

○大島委員

今の答弁にございました道立地質研究所、これなる機関はどのような機関なのですか。

○(経済)観光振興室観光事業課長

北海道立でございますので、道がやっております地質、これは温泉も含みますが、そういった地下資源といいま
すか、地下の構造に関しての研究をされておられる施設ということで伺っております。

○大島委員

4号井の進ちょく状況をお聞かせください。

○(経済)観光振興室観光事業課長

今まで1号井の代替井ということで、それが4号井ということになりますが、これにつきましては、7月16日付
けで温泉審議会から掘削の許可が下りました。条件といたしましては、現在の1号井か、あるいは、これから掘削
予定の1号代替井、このどちらかを今後活用する場合においては、どちらかを廃坑とするということで許可をいた
だいております。

○大島委員

進ちょく状況は、7月16日に温泉審の許可が出たと。その後の予定はどうなっていたのですか。

○(経済)観光振興室観光事業課長

その後の予定といたしましては、その後、同掘削、ボーリングに関しまして入札を行いまして、入札業者を選定
するということで進める予定でございます。

○大島委員

入札業者を選定するということですが、選定は終わったのですか。

○(土木)管理課長

平成14年度の朝里地区地熱開発新泉源ボーリング調査業務ということで、本年の4月9日付けで経済部から土木
部の方に施工依頼ということで受けておりまして、業者選定を含め、予定としては今月17日に入札予定というこ
とで作業を進めておりました。

○大島委員

そうしますと、業者選定をしたのは、17日と言えば先日です。終わったのですか。

○(土木)管理課長

業者選定につきましては、土木部の工事委員会の中で、14年度につきましては、道内の12社、地質部門に登録さ
れている道内業者、地熱開発調査業務であり、地質に関する報告書の取りまとめが必要だということで、地質部門
の登録業者、そういう業者の中で、道内の12社を指名いたしまして、通知を出して入札する、そういう計画です。

○大島委員

その通知を出したのは何日ですか。

○(土木)管理課長

通知を出したのは、はっきり確かめておりませんが、1週間ないし10日くらい前です。

○大島委員

それはいつころなのか。

○(土木)管理課長

入札の通知を出したはっきりした日にちについては、今手元に資料がないので、申しわけございませんが、確認
できません。

○大島委員

ちょっとそれを教えてください。時間は待ちます。大事なことです。

○委員長

大島委員、時間も済んでいるものですから、再開後ではだめですか。

○大島委員

これだけで、もう少しで終わります。

○委員長

それでは、土木部、対応をお願いいたします。

○大島委員

委員長、いいです。

恐らく17日ですから、普通からいけば、今、10日ないし1週間ということでした。恐らく、その間だろうと思うのですけれども、実は、13日に私の方にファクスが入りました。話合いが続けられている、そして、更に、17日に入札を予定していたそうですけれども、これも行われなかった。13日の5時に、いろいろ協議して、やりたい業者も複数あったけれども、まとまりましたという連絡が電話で私のところにございました。まとまったところ、このファクスを見ますと、去年の落とした業者、平成13年4月24日に入札がございました3号井、これに2社がJVを組んでさきほどの6,500万円の工事をしております。このうちの1社が単独で決まったと。実は13日の午後5時過ぎだったと思いますが、そういう連絡が入りましたけれども、この場合にはどのような手続が必要なのですか。

○(土木)管理課長

さきほどの入札通知の件ですが、9月9日ということで、入札通知、12社に対して配布しております。

それから、ただいまの件ですが、私どもは、9月17日入札予定ということで業務を進めておりましたが、委員がご指摘のとおり9月10日に、うちの職員がそういう情報を教えていただいたということで、早速、上司の方と相談いたしまして、上司に報告した後、全体的な問題ということで契約管財課の方にも協議した中で、入札については、先週の金曜日、13日の午前中に延期通知を出したということでございます。

○大島委員

この会社には、さきほど観光課から答弁がございました道立地質研究所のOBが勤めております。ここに名前も書かれております。このように、せっかく朝里川温泉の湯量確保のために、地域はもちろんのこと、小樽市が奮戦している中で、このような事態が発覚し、そして、更に工事が遅れることを私は大変心配しているのです。

そういうようなことから、この問題の一日も早い解決を願うとともに、朝里川温泉の湯量確保のために、これからも負けることなく取り組んでいていただきたい、そのように願っているのですが、市長、最後に。

○助役

確かに、今お話しのように、そういう情報が入りましたので、このまま予定どおり入札は執行できないと、そういう判断に立ちまして、17日の入札は延期をする通知を出しました。

それで、私ども内部としてどういうふうな手法で進めていくかということで、いろいろ検討いたしまして、内部にこういったケースに備えた公正入札調査委員会というのがございまして、その委員会で議論をさせていただきまして、こういった疑惑のあるというか、疑義のあるケースにつきましては一定のマニュアルがございまして、国の方でも、昨年、公正入札の適正化法という法律ができて、それに基づいた一定のマニュアルがあります。私どもも、それに準じたマニュアルをつくっておりますので、それに基づいて作業をたんと進めようと、そういうことで考えておまして、これは近いうちに指名の12社から事情聴取をして、どういうふうに判断するかといったようなことで結論を出したいというふうに思っております。

確かに、工事もいろいろな経過がありまして遅れておりますので、ちょっと厳しい部分もあるかもしれませんが、工事の遅れにつきましてはやむをえないということで、あくまでも公正な入札を目指して執行しようという判断であります。

○大島委員

終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時36分

再開 午後4時00分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○高橋委員

代表質問に関連して、何点が質問をいたします。

その前に、大変丁寧なご答弁をいただきましたので、改めて感謝を申し上げたいと思います。

財政問題について

また、財政問題について何点かお聞きします。最後の方で、財政再建のための専門チームを提案いたしました。これにかかわって質問をいたします。

2月に、財政健全化緊急対策会議、これを立ち上げたというご答弁がありました。この構成メンバーについてお知らせをお願いします。

○(財政)財政課長

財政健全化緊急対策会議の構成メンバーということでございますけれども、市長を含めて三役、教育長、水道局長以下各部長職、ドクターである医療職は除いておりますが、各部長職で構成しております。

○高橋委員

それから、もう1点、今年度から行財政健全化担当主幹を設置したというふうにありましたけれども、この主幹の仕事の内容を具体的にお伺いします。

○総務部長

今年の2月に、今お話がありました財政健全化緊急対策会議を立ち上げたわけでございます。この目的は、緊急に財政を立て直し、そのためには行政改革を一刻も早く進めていかなければならないということが近々の課題でございます。そういう意味で、この双方を担当といいますか、業務として主幹を配置したわけでございまして、具体的には、財政、企画との連携の下に財政健全化の緊急対策、それから、従来から継続しています新行政改革の推進の担当、さらには地方分権、これらが主な所管として主幹が担当しております。

○高橋委員

この会議での主幹の役割というのはどういうものがありますか。

○総務部長

当然、前段の資料なり、各部の調整、それらを含めて、書記として会議の進行にかかわると。さきほど申し上げましたように、財政、企画、これらの連携の下に書記として、行革に当たると。

○高橋委員

この緊急対策会議は、2月から現在まで何回開かれましたか。

○(財政)財政課長

緊急対策会議の開催回数でございますけれども、2月25日に第1回目を開催してございます。以下、8月19日に第5回ということで、トータルで5回開催しております。

○高橋委員

年度内には、あと何回くらいの予定をしておりますか。

○(財政)財政課長

緊急対策会議自体の開催回数は、今のところ、具体的には決まっておりますけれども、今、行っております事務事業の見直しについて、平成15年度予算に組み込めるものは組み込みたいという意図でございますので、何とか10月いっぱいには一定の方向性は出していかなければならないと考えますと、やはり、それまでに数回は開いていかなければいけない。ただ、その後、中長期的な部分の課題の整理でございますので、それについては、逐次、開いていくというふうに考えてございます。

○高橋委員

もう1点、広く職員の意見も取り入れる、そういうくだりがありました。これは、どのような方法でやられているのか、各部でどのような会議が行われているのか、教えていただきたいと思います。

○(財政)財政課長

職員の意見をどう取り入れるかということでございますけれども、緊急対策会議におきましても、こういう事態ですので、各職員が一定の認識の下で意見を集約したいと考えてございます。そういう中で、さきほどの行財政担当主幹の下に、メールでも文書でもいいから寄せてほしいというようなことは全庁的に通知をしております。

そのほか、各部で、今回、健全化の検討組織を組織してございます。これは、部によりまして組織構成も違いますし規模も違いますので、構成は各部に任せてつくっていただいております。だいたいのところは、管理職と全係長職をもって構成しているところが大半というふうに考えております。

その中では、健全化から下ろしました現在の小樽市の財政状況の共通認識に立っていただくということでの集約をいただきまして、各部の事務事業を見直してもらい、そういう検討をしていただいております。その各部の議論の中身については、すべてを聞いているわけではございませんけれども、そういう内容を検討してほしいということをお願いしてございます。

○高橋委員

この緊急対策会議の流れですけれども、当日までの準備として、当日の会議の議案若しくは議題の作成はどこの所管をやっているのですか。

○(財政)財政課長

緊急対策会議の議案ということですが、物によりましては、行革関係が主体のものもございます。そういう場合は、総務を中心に原案はつくっていただいております。基本的には、財政課が事務局になっておりますので、私どもの方であらあら素案をつくりまして、その緊急対策会議の下に小委員会というのがございますので、事務レベルでの詰めも行えるような組織になっておりまして、そういう中でもみまして案をつくり、緊急対策会議にかけてございます。

○高橋委員

その小委員会の構成メンバーを教えてください。

○(財政)財政課長

小委員会につきましては、三役に総務、企画、財政がかかわってございます。ただ、実務レベルにつきまして、各部と助役の中で事務レベルの詰めも行っております。

○高橋委員

小委員会の中に、三役は入っているのですか。もう一回、確認します。

○(財政)財政課長

小委員会そのものには入っております。

○高橋委員

わかりました。

さきほど各部の検討組織というのがありましたけれども、この各部の検討組織と、開かれている緊急対策会議との関係性はどのような関係性になりますか。

○(財政)財政課長

さきほど申し上げましたとおり、緊急対策会議は、各部長職で構成させていただきます。その各委員の下に各部で調整組織をつくっていただいておりますので、緊急対策会議の内容は、各委員から検討会議に下りて、検討会議で検討された結果として、各委員が緊急対策会議に持ち帰る、そういうような形になっております。

○高橋委員

その持ち帰ったものを、また協議するというふうにはなっているのでしょうか、各部の検討組織の中では。

○(財政)財政課長

今回の緊急対策会議の中の取組といたしますのは、当面、15年度、40億程度の財源不足をどうするかというところが緊急の課題でございまして、1回のやりとりですぐ見直しになるということにはなりませんので、財政部を中心にしまして各部の見直しの状況等も聞いてございますので、緊急対策会議の中で、各部の見直しのばらつきをなくすために、一定の方向性の下に、また各部に下ろしている。それを、何回もやりとりしていかなければならないと考えますので、当然、その中では緊急対策会議で決まった内容が検討組織の中に下りていくことはあろうかと思えます。

ただ、その内容によりましては、政策的な判断等につきましては、やはり緊急対策会議の中で取り上げていかなければならないものはあると思っております。

○高橋委員

緊急対策会議を決して否定するつもりはありませんし、ぜひやっていただきたいと思っておりますが、私の提案は、5年先、10年先を見据えて、選抜チームをつくって、人材育成だとか、それから、意識改革の観点からこういうものが必要ではないのかなと、こういう提案なのですね。ですから、もうちょっと柔軟的に検討していただいてもいいのではないかなというふうに思っているのですが、その点はどうか。

○財政部長

今回の健全化対策緊急会議を構成いたしました折のいろいろな打合せの中でも、やはり管理職員だけの意見を求めていくというか、そういう提案ばかりではなくて、広く若い職員や何かの意見も取り入れるということを方向づけようとしたしまして、それでは、実際にその手法をどうするかということをいろいろ検討していたわけです。まず、大本の緊急対策会議だけでなく、やっぱり各部に検討組織なり検討会議を設けてほしいと。その中で、いろいろな各部の考え方をまずまとめていく方向をとってほしいということをやしまして、そういう指示をいたしました。

それから、その中で、各部でできるだけ広く意見をまとめてほしいということも言ってきたわけですが、いわゆるそういう集約などをされて、第1段階、第2段階のいろいろな案もやりとりしながら、今まとめている作業を進めているところです。

そのほかに、やはり職員が、直接、健全化や何かに向けた意見あるいは提案ができるように、そういう方向もとりとうということで、特にさきほどの行財政担当主幹の下に、例えばメールだとか、あるいは直接手紙でもいいし、そういう意見を申し述べてほしいというようなことも周知いたしました。あと、各部の検討会議などを持っていく中で、例えば今、作業を進める中で、いわゆる今の財政健全化の状況がどういう財政状況にあるのか、どういう緊

急の事態にあるのか、あるいは、財政状況としてどういう実態にあるのかとか、やはりそういうものをよく知っていただくことが必要だということで、各部でもし必要であれば、いわゆる財政課からの出前講座みたいな感じなのですけども、行財政担当主幹と財政課長が一緒になって、何回か各部に飛び込んでいろいろなそういうお話しもさせていただき、説明もいたしまして、いろいろ職員の意見も求めているような作業も進めております。

それで、現段階では、いわゆる緊急のこの二、三年の財政健全化をどうするかということの対応で今進めておりますので、そういう中で、現に持てる組織を大いに活用しながら、職員の認識だとか意識改革をする中で、健全化に向けた方策をできるだけまとめていきたいというふうに思っているところであります。

○ 高橋委員

それで、緊急対策会議で、当面であるということで、平成15年度、来年度の予算編成に向けて会議をされているということなのですが、事務事業の見直しなど、今ある程度見えているものがもしあれば教えていただきたいと思います。

○ 財政部長

特に今、具体的に申し上げますのは、まず総務部が中心になっていろいろ進めております中からの改革がやっぱり必要だというふうに考えておまして、そういう中で、いわゆる一番目先となって効果が出てくる職員の人件費についてどうしていくかとか、それから、組織機構についてどうしていくかとか、そういうことの関係で、今できるところから手をつけているということで、早々に14年度からやっていけるものはやっていこうという考えで今進めております。

その後は、やはり、計画的に、組織関係につきましては早急にできるものでありませんので、全庁的にどうしていけるかという考えをいろいろ検討いたしまして、いろいろな手段をとりながら、まずはできるものから手をつけていこうというふうに考えておまして、その中で、事業の見直しについても、各部ごとにいろいろやりとりしながら考えている最中でありまして。

○ 高橋委員

今の段階では、余り言えないということですね。わかりました。

情報化の推進について

次に、情報化の推進について何点か質問をしていきます。

行政の情報化ということで、行政の方がまず情報化を推進しなければならない、そういうふうに思っております。

ご答弁の中で、今月の初めに、従来の100倍の容量のある接続回線に変更したということが言われておりました。保健所のほかに4か所ということになっておりまして、その4か所の内容と変更した理由、経過、それから、その回線の使い方について説明をお願いします。

○ (総務) 情報システム課長

ただいまの9月初めの回線の変更であります。保健所のほか4か所は、教育委員会庁舎、分庁舎、港湾部、総合サービスセンターの4か所であります。

それから、100倍の広帯域のサービスですが、従来はINS64というサービス、それをスーパーワイドランというNTT東日本の新しい通信回線サービスに切り替えております。その理由は、従来は業務端末のみの設置でありましたが、庁内LANの発展に伴い、情報系のパソコンもLANに接続するということで今延ばしておりますので、従来ですと文字情報のみということで、帯域の狭い回線ということだったのですが、これからの庁内LANに対しては帯域の広いスーパーワイドLANというサービスを接続いたしました。

○ 高橋委員

それなのですが、ハード面で利用できるパソコン650台ということでご答弁がありました。最終的に、目

標として何台を予定としているのか。その最終的な目標に対して、この650台というのは何%になるのか、お答えをお願いします。

○(総務)情報システム課長

今回、増設いたしましたＬＡＮに結んでいるパソコンが650台ということでお答えしておりますけれども、そのほかにまだＬＡＮに未接続のパソコンも若干ございます。この650台を基本に考えますと、現在、前の委員会でもお答えしておりますけれども、各課から必要な台数は何台くらいですかということで調査しております。その結果が、あとどれだけ足りないということで、450台という結果が返っておりますので、650台を基礎としますと、足しますと1,100台、この1,100台が本当に必要かどうかは少し検証する必要があると思うのですが、1割、2割少なくとも1人1台という形で業務を進めることも可能だと思います。

けれども、1,100台といたしますと、充足率でいくと59%ということになります。それを900台というふうに見て650台を考えますと75%と、だいたいこの間の数字かなというふうに考えてございます。

○高橋委員

それで、今後の予定ですが、これはいつくらいまでに900台から1,100台の施設整備をする予定で考えていますか。

○(総務)情報システム課長

庁内情報化推進計画ということで、平成13年度から来年度までの予定で整備を進めていく予定でございます。その中で、今年度、あと50台弱ほど新たに整備する予定で、また、来年度も何台かの整備を予定しております。そうすると、15年末くらいには800台に近い数字にはなるのかなというふうに考えております。その中で、職員の方のパソコンの使い方も、講習会等もしておりますのでだんだんわかってくと、その中で、1人1台体制に向かえるのかなというふうに考えております。

○高橋委員

その庁内ＬＡＮですが、ＬＡＮ上での活用計画、これはどのように考えていますか。

○(総務)情報システム課長

今、庁内ＬＡＮで3本の柱を、情報の共有とメール機能、それからインターネットの閲覧と、この三つのサービスを提供して情報の共有、それから、外からの最新の情報の取得、それによる情報の交換ということを進めております。

○高橋委員

その3本の柱で、完成を100とすると、現在は何のくらいになっているのですか。数字的には半分とか、60%とか。

○(総務)情報システム課長

そういう意味では、三つの基本的機能は今使われております。その中で、我々がどういった使い方をしているかという意味で、今そのための準備が何%できているかということではなく、どれだけこれから活用していけるのかなということで考えております。

○高橋委員

次に、ご答弁にありました平成15年度にＬＧＷＡＮと接続をするというご答弁がありました。このＬＧＷＡＮについて、説明をわかりやすくお願いします。

○(総務)情報システム課長

ＬＧＷＡＮ、アルファベットでございますけれども、英語のローカル・ガバメントＷＡＮ、そういう言葉の頭文字を取っております。日本語では、総合行政ネットワークということで、各地方自治体、都道府県、市町村を結び閉じたネットワークというふうに言われております。現在では、都道府県と政令指定都市、それから、幾つかの実

験的参加の市町村が入ってネットワークがもう既に運用されてございます。このネットワークにおいて自治体間のいろいろな情報のやりとりをする。それから、もう既にあります国の省庁間のネットワーク、霞が関WAN、そのネットワークと、このLGWANを結びまして、国とそれから地方自治体の情報のやりとりをしよう、そういう目的で設置されているネットワークでございます。

○ 高橋委員

それは閉じたネットワークということですから、外部からの侵入はいっさいないということで考えてよろしですね。

○ (総務) 情報システム課長

通信回線としては閉じたネットワークということで、インターネット等の公開されるネットワークとは違いまして、基本的に心配はございません。

○ 高橋委員

このLGWANの中で、電子入札ですとか今後のいろいろシステムについてASP方式で実施していくというご答弁がありました。

このASP方式について、わかりやすく説明をお願いします。

○ (総務) 情報システム課長

ASP方式というのは、アプリケーション・サービス・プロバイダーということの意味で、通常ですといろいろな業務をするためのプログラムや、そういった仕組みを自分で用意して運用をするわけですが、業者がそちらの会社の側にそういう装置を準備しまして、ネットワークを通じましてそのソフトウェアを利用するということで、自前で機械やソフトを用意しない、そういった機能だけを期間を区切って利用するサービスということでございます。

○ 高橋委員

それで、この方式のメリットと、あと予算はどのくらいかかるのか、教えてもらえますか。

○ (総務) 情報システム課長

メリットは、今お話しした内容が金銭的に反映されるということですから、つまり業者側では複数の相手に対してそういうサービスを提供できるということですので、何分の1かの費用で同じことが可能と。これは、通信回線がどれだけセキュリティの高いものかと言いますけれども、行政の場合で利用するというので、そういったメリットがございます。

○ 高橋委員

次に、インターネットに関連してですけれども、質問の中で、ワンストップサービス、インターネット上の行政としてのワンストップサービスについて質問いたしました。

個人認証が必要なものは、ちょっと時間がかかるかと思います。それが不要でないもの若しくは実現可能なものといえますか、今検討中なものがありましたら教えていただきたいと思います。

○ (企画) 白澤主幹

現在やっております例で申し上げますと、まだワンストップまではちょっといかないのですけれども、9月に出した内容ですが、小樽市経営相談窓口というものがございまして、その案内をホームページに載せており、この部分の申込書の様式をダウンロードできるような形で用意してございます。申込みの様式をダウンロードして、そこにネットで内容を記載しまして、ファクスなりEメールでまた送信ができる。実際には、ワンストップと同様の内容となっております。私どもが進めている情報化計画に載せてありますけれども、計画の内容をお知らせすると同時に、後ろの方に市民の方からご意見を自由に寄せていただけるような様式もついております。数は、現在ちょっと少ないのですけれども、今後、こういった内容のものを、できるところから取り組んでいきたいというふう

に考えております。

○ 高橋委員

道庁の計画によりますと、申請とアンケート用紙については、一括してダウンロードセンターを設けるという計画があるようですけれども、この辺の考え方については、検討はこれからされると思うのですが、いかがでしょうか。

○ (企画) 白澤主幹

今のご質問でございますけれども、それは、小樽市だけではなくて全国、全道的にも似たような形で進めていかなければならないところもございます、道の段階でも、電子自治体を推進するための、窓口を設けてございまして、ここでも、道内各自治体としてどういう形でこれらの課題に取り組んでいくのかといったようなことを、相談していくということもできてございますので、そういうところを勘案しながら進めていくことになるかとは思いますが。

○ 高橋委員

次に、小樽市のホームページですけれども、年間のアクセス数というのは押さえていますか。

○ (企画) 白澤主幹

ホームページのアクセス数についてでございますけれども、平成10年度12月1日にスタートしたわけですが、10年については、年度間ということで余り参考になる数字ではないと思います。11年度につきましては、トップページだけの数字ですけれども、4万2,436件のアクセスがあったと。ただ、12年度につきましては8万7,818件、13年度につきましては16万6,492件、14年度につきましては、4月から8月までのデータしかまだとってございませんけれども、11万657件ということで年々増加しているのが現状でございます。

○ 高橋委員

非常に、世論と同じように伸びているというふうに私も受け止めています。

ホームページの内容ですけれども、アンケート調査の中でいろいろ意見があったかと思います。わかりやすくしてほしいとか、もっと充実すべきではないかと、この辺の意見をちょっとご紹介したいと思います。

○ (企画) 白澤主幹

アンケート調査に関してホームページでの意見ということでございますけれども、自由に使っていただくこの項目の中では、市の情報に関してホームページの内容が足りないと思う、各種に対応する詳細なホームページを希望するといったような意見とか、ホームページに議会の議事録まで載せてほしいというような意見もございます。また、ごみの分け方について内容がおおまかで具体性に欠けているといった細かい内容や、他の市との捨て方の違いなどがあれば悩むこともなくなる、こういった意見も寄せられております。

そのほかに、行政の情報の入手手段ということでアンケート調査をいたしました。現在、市民の方では自治体にインターネット利用して行政情報を得ているといったところが、市民では6.1%、今後、これからどういう方法で入手していくかということでは、ホームページには20.5%ということで、今後に寄せる期待が多くございました。あと、事業所についても、現在市のホームページからは14.4%しか情報を得ていないのですけれども、今後については47.2%ということで、ホームページへの期待が大きくなっている状況でございます。

○ 高橋委員

それで、小樽市のホームページですけれども、私も最初から見させていただきますが、最初のときよりはずっとあか抜けてきたなという感想を持っております。非常に見やすくなってきました。ただ、他都市と比べてやっぱり情報量が少ないかな、それから、もうちょっと工夫が必要かなと思いますけれども、その辺はどのように考えていますか。

○ (企画) 白澤主幹

うちのホームページのこれからの進め方ということでございますけれども、現在、地域情報化計画策定懇話会も立ち上げてございまして、その会議の中で民間の委員さんからもホームページに関していろいろご意見をいただいております。まだ、それがまとまってございせんけれども、近々まとまるというふうに伺っております。

それから、庁内の関係では、行政として検討しなければならない課題が12ほどありまして、それぞれ懸案ごとに個別部会というものを持ちまして、関係する部局で検討してございますけれども、その中で、一つホームページの部会もございます。ホームページの個別部会での検討内容、それから皆さんの意見、そういったものを踏まえて、これから小樽市としてどういうふうな形でホームページの内容を工夫していったらいいのかということも、内容検討にあらうかと思っておりますけれども、それに対しましても、現在の状態では情報量が不足しているということがございますし、市民の方としてどういう情報が必要なのかと。ただ、一方的に市が情報を与えればいいというものでもないと思っておりますので、その辺を考えながら各会議で検討を進めたいというふうに考えております。

○ 高橋委員

いずれにしても、非常にスピードを求められると思っておりますので、なるべく早く、少しずつでもけっこうですから、充実していただきたいというふうに思います。

小中学校のＩＴの整備状況について

次に、関連して教育委員会にお聞きをします。

初めに、学校の禁煙問題について、本当に素早い教育長のご判断、それから配慮について感謝をまずしたいと思います。

ＩＴ関連ですけれども、小中学校のＩＴの推進状況、整備状況ですね、これについて伺いたいと思います。小学校、中学校それぞれ分けてお願いします。

○ (学教) 施設課長

ＩＴの推進ということで、整備状況ということですが、中学校については、平成13年度にインターネットができるパソコンを導入しました。434台、1校当たり約31台です。こういう形でございます。それから、小学校については、まだ整備はしておりません。小学校についても、各教科や総合的な学習などではパソコンを使うと、そういうこともありまして、その必要性は感じております。

それで、パソコンについては、機器だけではなくて、例えば、その導入に当たっては、小学校の場合については、機種改造だとか、電気の容量の関係もありまして回線工事が要るとか、そういうこともあってその辺に費用がかかる、そういうことも関係してございます。今、どのような形で効果的に入れることができるか、そういうことを内部で検討しているところでございます。

○ 高橋委員

小学校が非常に遅れているということなのですから、まず、せめて回線の導入は早くすべきだというふうに思っているのですが、この点はいかがですか。

○ (学教) 施設課長

確かに、平成14年から学習指導要領も変わりまして、そういう回線の問題もございます。それで、施設の方についても、回線を入れる、パソコンが使える、そういうものを総合的にどういう形がいいかという検討をしているところで、回線だけではなくて、もうパソコンを入れるとか、そういう整備を先行するとか、そういうものを含めて全体的な中で検討している最中でございます。

○ 高橋委員

それで、インターネット上での具体的な活用方法についても質問させていただきましたけれども、ご答弁によると、調べ学習しかなかったのかなというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○ (学教) 指導室長

全体の様子でございますが、社会科、技術家庭、それから総合的な学習の時間などの調べ学習が中心であるという状況は変わっておりませんが、そのほかに中学校では部活動を中心にしながら活用が進められております。

○ 高橋委員

部活動の内容というのは、どういう内容ですか。

○ (学教) 指導室長

インターネットも含めながら、例えば自分で描きたいデザインをそこに表現するとか、そのような活動が主に中心に行われています。

○ 高橋委員

それは技術部みたいなところですか。

○ (学教) 指導室長

部活動は、パソコン研究ということで部活動を行っておりまして、子どもたちのそういう興味、関心に基づいて、例えば美術的なデザイン、それからそういう技術的なデザインと、そのような活動が中心に行われております。

○ 高橋委員

調べ学習がほとんどというのは、ソフト面も含めて、具体的な情報提供が教育委員会からないのではないかとこのうふうに思うのですけれども、情報提供の説明だとか提供だとかというのはどのように考えていますか。

○ (学教) 指導室長

中学校の方のインターネットが整備された時点で、全校に集まっておきまして、インターネットに関する整備にかかわっての説明会を開いております。それから、今年1年間を通じまして、例えば管理職のIT研修とか、今後、一般の教員に対する研修も含めまして、そのあたりで説明を行っていきたいと考えております。

○ 高橋委員

次に、教員のコンピュータの活用状況なのですけれども、ご答弁の中で、中学校については操作できる教員は10%増えて約70%だと、こういうことでした。このように変わってきた要因というのはどういう内容か、教えていただけますか。

○ (学教) 指導室長

ただいまご答弁申し上げましたように、この1年間をかねまして、例えばインターネットにかかわっての説明会、道立教育研究所の講習、後志研修センターの講習、それから、小樽市教育研究会の下に調査研究団体のパソコン教育研究会というのがございまして、その中での講習、それから、市教委主催の講習会というような形で、昨年以上に取組を強めてきております。

○ 高橋委員

さきほど、操作できる教員は約70%ということでしたが、指導できる教員をみると半分以下、30%台ということで、全国平均よりもかなり低いわけなのですけれども、このギャップを埋めるためにはどのような対策を考えていますか。

○ (学教) 指導室長

今後の計画でございますが、さきほどお話し申し上げましたように、一つは、パソコン研究会での講習、それから、市教委主催の一般教員向けの授業で実際に使えるような講習内容を考えていながら、それから、各学校でもそれぞれ校内研究の中で取組が進んでおりますので、そのあたりの情報提供もこれから積極的に行ってまいりたいと考えております。

○ 高橋委員

心配しているのは、学校間で格差が出るのではないかと。こちらの中学校では非常に進んでいるけれども、こちらの中学校では全く進んでいないとか、その辺の把握はどのようにされていますか。

○(学教)指導室長

毎年5月の段階で、市の教育委員会といたしまして調査を行っております。各教科、中学校は特にそれぞれの教科でどの程度利用されているか、活用状況も含めて調査を行っております。

○高橋委員

できるだけ学校差ができないようにお願いをしたいと思います。

最後ですけれども、一般教員のITセミナーについては、小樽は非常に遅れているのではないかと、そのように思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○(学教)指導室長

ご指摘のように、遅れている部分が多いかと思います。さきほどお話し申し上げましたように、今後、極力、今の教育委員会庁舎にもコンピュータ室がございますので、そのあたりを積極的に使いながら、講習を行っていきたいと思っております。

○高橋委員

文部科学省では、この質問も出しましたけれども、2005年度には100%目標にしているということを考えれば、非常に現況とは格差がありすぎるというふうに思います。100%できるのかなという気がするのですが、できる限りこれに近づけるために、ぜひ教育委員会としても頑張っていただきたいというふうに思います。

教育長の見解を伺って、質問を終わりたいと思います。

○教育長

私も、ご答弁申し上げながら、操作できる、あるいは指導できる、その幅が少し下がっている。中学校に比べて、小学校は更にといいことで、しかも、小学校の機器整備が遅れた状況にあるということで、100%の目標がかなり遠いように痛感しております。

今年度から、ただいま指導室長がご答弁申し上げましたように、講習会に力を入れ、各教員間の協力も得ながら努力してまいりたいと考えております。

○高橋委員

私は終わります。

○秋山委員

障害者支援費制度について

通告していなかったのですが、ちょっと単純なことをお聞きしたいと思います。

実は、今度、支援費でサービスを受けられることになった精神障害者の方又は身体障害者の方、この制度ができたということに対してちょっとお聞きしたいなと思ったのです。今まで、人権的に見ても光が当たらなかった面の多かった体の不自由な方々が、自分でサービスを受けられる体制ができたということ自体は素晴らしいなと思っております。そういう面で、国として、この制度をつくったという理由、障害者の方々にとって、この制度ができたがためにプラスの部分に結びつくという点、ここをちょっとお尋ねしたいと思います。

○(福祉)社会福祉課長

支援費制度をつくったねらいというか、理由ということでございますが、大きく言って二つございます。

今、委員から言われました、今までは、例えば、市がその方の状況を見て、こういう施設がいいとか、こういうサービスがいいということで、いわば措置してきたということなのですが、新年度からは、そのご本人なり家族の方のご意見を聞いて、ご要望なりを聞いて、そして、できるだけいいですか、施設なり在宅サービスにこ

たえるような、そういう自己選択ができるということでございます。

それから、もう1点は、施設なり在宅サービスを自己選択するものですから、選択されるように施設なり事業所はいい意味での競争をしまして、サービスが相対的に底上げというか、質が上がると、そういったねらいといいますか、理由があったと思います。

○秋山委員

小樽市の場合は、保健所があるおかげで、さまざまな面で今までも対応してきてくださってございましたけれども、介護保険も、できた当時は、その中身がわからないがために、理解がされていないがために、大変いろいろな面で不安がありました。3年たって、何となく、体制的にはまだまだ不備なところはありますけれども、落ち着いてきているのではないだろうかというふうに思っております。3年後に見直しをするということで、保険料増につながらないようにしてもらえば一番ありがたいかなと思いますが、そういうような声も出していけるという部分もありますので、この障害者の方々にとっても、いい方向に向いて制度が安定してくれればうれしいなという思いで今お聞きいたしました。

市制80周年記念行事について

時間がありませんので、あとはまとめてお聞きしたいと思います。

今年、小樽市として市制80周年ということで、たくさんの記念行事が持たれております。たくさんありまして、各部ごとに全部一つ一つ出したのかなと思っておりますが、昨日、他党の質問の中で、天狗山でやった行事ですが、2,000人も集まって、よく天狗山がべったんこにならなかったなと思って聞いておりましたが、その催しによっては、やはり市民は選んで行きますから、個人的にはもっとたくさんの人が集まったらうれしかったなという部分が、少なくとも残念だったなという面もありますけれども、その中から女性議会についてお尋ねしたいと思います。

小樽の場合は、本当にたくさんの女性が頑張っておりまして、今回、女性議会という形で記念行事の中に入れていただきました。本会議もたくさんの女性がいて、いらっしゃった方々も緊張されておられたのかなと思いますけれども、今現在、どういう形で進んでいるのかをお知らせ願いたいと思います。

○(市民)青少年女性室太田主幹

女性議会の進ちょく状況のお尋ねでございますけれども、女性議会は、女性による模擬議会ということで、本年11月8日に開催する予定でございます。これまでの経過でございますけれども、7月に女性議員を市民公募いたしまして、団体、個人を合わせまして36名の議員が決定しております。年齢は30代から70代の方までと幅広くいらっしまして、また職業や所属団体といったものもさまざまでございます。

8月19日に第1回、そして8月26日に第2回の議員会を開催いたしまして、市議会の仕組みというものを学習していただいたり、また、テーマに沿いまして五つの委員会を設置しております。申しますと、男女共同参画委員会、あるいは教育委員会、市民福祉の委員会、生活環境委員会、まちづくり委員会、これらの各委員会でございます。それぞれ7名から8名の委員で構成されてございます。

これ以降につきましては、各委員会がそれぞれ日時を決めまして、自主的に集まって学習会、あるいは質問作りというものを行ってございまして、現在、各委員会とも大変活発に進められている状況でございます。

テーマにつきましては、市政全般でございまして大変広うございまして、学習会につきましては、委員会からいろいろな求めがございまして、関係各課から資料を提出する、あるいは担当職員が説明に向くというようなこともやっております。

委員からもお話がございましたように、今月の13日と17日の今定例会の代表質問の際に傍聴をしておりまして、議会の雰囲気というものも味わっていただいております。

質問につきましては、各委員会から2名ずつということでございますので、計10名が代表質問ということを行い

まして、理事者がこれに対して答弁をするということになってございます。

今後の予定につきましては、10月の中旬過ぎに、ただいま各委員会で質問とか、あるいは内容というものをお届けいただきまして、11月7日に本番の前日でございますが、リハーサルを行いまして、11月8日の本番に臨むという状況になってございます。

この女性議会のやりとりにつきましては、会議録にまとめてまいります。女性の声の方につきましては、現在策定中でありまして仮称でございますが、小樽市男女共同参画プランという中には出してまいりたいというふうを考えてございます。

○秋山委員

1点、ちょっとお尋ねしたいのですが、まとめる質問というのは、あくまでも自分方のグループでまとめた意見です。行政側から、こういうふうにして意見を出せということですか。

○(市民)青少年女性室太田主幹

そのとおりでございます。あくまでも自主的に質問するということでやります。

○秋山委員

ありがとうございます。

もう一つ、健康おたる21という中で、やはり記念行事の一つ、ストックによる健康づくりですか、というのを保健所で行っておりますが、なぜストックなのかということと、今までの流れをお知らせ願います。

○保健所次長

今、お尋ねがありましたストックウォーキングの事業なのですが、これは、市制施行80周年ということで、直接の関連はないのです。ただ、6月に緑の祭典を行いまして、これはやはり健康おたる21ということで、市民の方の健康づくりを推進するという中で、そういった中で、森林浴、緑の中で歩く、ウォーキングしていただくということで、そういった中で試験的にストックイングウォークと。実際には講習会も実施したわけなのですが、そういったところから、なぜストックウォーキングかといったら、保健所が今進めているかということなのですが、小樽だけではなくて、全国的に高齢化ということは、高齢社会、これが大変大きな問題で、一つには国保の医療費の問題だとか、あるいは、高齢化に従いまして足腰が弱くなりまして、転倒だとかつまづき、寝たきり、閉じこもり、そういった問題が全国的に、大変高齢社会を迎える中で大きな課題、問題であるわけです。そういった中で、こういったことをどういうふうに予防していくか、それはやはり運動、中高年の方、特にそうですねなのですが、歩くこと、そういった運動から、運動を生活の中に取り入れながら、今言ったようなことを何とか少しでも防げたらということを中心に全国的に展開しているわけなのです。

そういったことで、歩くということから、ストックウォーキングというのは、運動効果としてはいろいろなメリットが言われているわけなのですが、特に今言った高齢者にとりましては、ストックを持って歩くということは、大変歩きやすいだとか、そういったメリットがいっぱいあります。今回、高齢者の健康づくりということを進めるということで、今回、保健所といたしましては、中高年者の方に実際にストックを持って歩いていただい、そういった出歩くことの少ない方だとか、そういったことが、3か月間、実際にストックを持って歩いていただくことによって、どういうふうに行動が変化していくかだとか、体がどのように変化していくか、そういったことを実際に行う、そういう研究事業としてということで今保健所で取り組んでおります。実際に今100名ということで講習をしたのですが、実際には150人で9月から実施しております。

○秋山委員

まちの中で、1人だけ見受けました。もっといい方向に結びついてくれればありがたいなと思います。

浅草線歩道新設工事について

あと2点だけお尋ねいたします。

点字ブロックの件で、気になる箇所ということで質問をいたしました。産業会館の横は新しく敷設されたことになるのですが、産業会館にフードがかかっておりまして、そして踏み台があってということで、掘り下げたわけでもないのしょうけれども、かなり段差があります。それなのに片側に寄っているという部分で気になってお尋ねしたのですが、今度、産業会館の中にあるお店の方から、何か苦情などはなかったのかなと思いました。かなり上がりづらくなっているという部分で、今後どういう方向性で、いい方向で考えられているのかなということをお聞かせ願いたいと思います。

○(土木)建設課長

浅草線の歩道新設工事ということで、都通りから国道の5号線まで工事を行っております。

産業会館のところは、玄関先が二つございまして、下のモスバーガーの方がちょっと高い位置に、工事前から階段が一つありました。それで、今、工事中でしたので、木製の階段を仮に3方向につけまして、今あそこから入っていただいておりますけれども、商店街の会長ともお話ししまして、横の方から新しく階段を切って、そちらの方から入っていただくように、今後、工事を行いまして、そちらの方から入っていただけるような形にしていきたい。今、仮の階段はそれまでちょっと置かせておいていただきまして、終わった段階で撤去したいというふうに考えております。

ただ、三方向の正面の方は、慣れるまでちょっと時間をいただきたいということだったので、横の方は階段がなくなります。正面は、ちょっと時期的には長く置くということではないかなと、このように考えてございます。

○秋山委員

歩道を敷設した場合に、終わった後、工事のチェックはあるのかと思います。ところが、ハートビル法に基づいて福祉の面でのチェックというのはあるのかなという部分が不思議だなという点の一つ。

それと、身体障害者又は視覚障害者の方々と懇談会という形で行われる中で、声はなかったのかなと。そして、かなり前に質問をしたときに、これは横の連携でそういう方々の声も取り入れながら事前に工事を進めていったら、そういう体制ができたらいいなということで質問したことがございました。そういうことから見て、なぜかなりの年数がたっているのに横のつながりというような部分がなかなかでき上がっていないということはちょっと困ったものだなというふうに感じますが、この横のつながりという部分はどのようなのでしょうか。

○(福祉)社会福祉課長

ただいまの浅草通の歩道の件につきましては、福祉部サイドでといいますか、障害者団体なり障害者の方の中では、特別こうしてくれとかということはお聞きしていないのですが、これまでは、障害者団体から、一般論ですが、点字ブロックだとか、あるいはメロディー信号の設置とかという部分で要望を受けたことが何回あります。

そういったことで、福祉部でのチェックという部分では、具体的なその場所においてはそういった要望とか苦情も聞いていないものですから、そういった面でチェックというのは具体的にはしておりませんけれども、視覚障害者の方も含めまして、あるいは車いすの方もいらっしゃいますので、そういった障害者のサイドから、よりよい歩道をつくるといいますか、そういった面では、今後ともご意見を聞いて、できる限りご意見が反映されるようなそういうスタンスで福祉部としては考えてまいりたいと思います。

○秋山委員

これまででも、そういう形で、この障害者の方々の中でかなり声は出している。では、現実には工事が出来上がってから声を出してもしょうがないよな、代表の方は何をしゃべってくれているのだろうというようなことも耳に入りますので、やはりせっかく工事をされるのであれば、よりよい方向に進めていただければと思います。

今後、やはり横の連携をとりながら、市民の4分の1強の方の望む福祉の部分にも通ずるのかなとも思いますし、本当に目に見える部分だけつくっているという部分も感じられますので、やはりその中で思いやるといふ部分

も大切なというふうに感じます。

○学童保育について

この件、よろしく願いいたしまして、次に、学童保育についてお尋ねしたいと思います。

他党の質問の答弁の中に、10月から土曜日に学校があるような答弁があったのですが、それは5日制に伴って行う学校行事なのか、地域行事なのかということを、まず最初にお尋ねいたします。

○(福祉)社会教育課長

学校5日制につきましては、社会教育施設の土曜無料開放や学校の開放などを行ってきておりますが、子どもを家庭や地域に帰すことが5日制の大きな目的のひとつでもあり、現在、地域・学校・家庭の連携などにつきまして検討を進めてきております。また、学校やPTA連合会と話し合いをしていく中で、土曜日の子どもの過ごし方を考えて、受皿としては大きなものでなければならない。学校ばかりに限らず、地域の方々が核になって地域ぐるみで子どもを育てていく環境づくりを進めていかなければならないと考えております。

当面は、モデル校方式を考えており、そういうことで現在、10月をめどに立ち上げる準備を進めております。

○秋山委員

学校名とか、また中身、時間帯とかそういう部分は、まだこれからなのでしょうか。10月といたら、本当にもうすぐですけれども。

○(福祉)社会教育課長

まだ具体的に、どこの学校か、そういったところまでは詰めておりません。

○秋山委員

それで、わくわくプラザを提案したのですが、答弁の中では、川中島小学校に問合せをして研究してみたいという内容の答弁をいただいております。

さきほど、市長の他党への答弁の中で、戦後いろいろな面で枠組みが壊されていっているのだということで、今まで考えられなかったことも取り入れて改革を行っていきたいとおっしゃってございました。教育委員会でも、ぜひこの部分を取り入れまして、さまざまな子どもを取り巻く環境、これを整備する、いい方向に持っていくということで、わくわくプラザを参考にして子どもたちが安心して過ごせる環境をつくっていただきたいということを希望いたしますが、いかがでしょうか。

○(福祉)社会教育部長

議会でも教育長の方からも各地の事例をよく調査をいたしましてやってまいりたいと、こういった答弁をしております。私どもも、また川崎市の事例、こういったものを参考にしたいとこのように考えております。

○秋山委員

5日制に伴って、これからモデル校をつくってそういう行事などを行うということなのですが、それはあくまでも土曜日ということ。やはり、こういう経済状況の中において、働く女性というのはどんどんこれからも増えていくかと思います。かぎっ子が増えることのないように、本当に、うちの近所を見ても子どもの姿はなかなか少ない、見当たらないというのが現状です。希少価値の高い大事な子どもたちに安心して遊びの場を提供できる、そういう仕組みをもっといい方向で考えていただきたいとこのように思っておりますが、最後に、どうでしょうか。

○教育長

完全学校週5日制になる前は、2日間、土曜日は休みでした。これから4日間になりまして、当初考えましたのは、子どもは家庭に帰すことであるという意味で、健康に自分の家で学習をしたり遊んだり、あるいは親の話を聞いたりできればいいなと、そういうふうに考えておりました。

しかし、現状なかなか難しいという状況もありまして、2日間、小学校の開放事業ということで、管理人を置きまして、そして、子どもが単数であれグループであれ、来て、体育館や図書室で過ごすということを考えておりま

す。それをどうしようかということで検討している中で、連合PTAの方から、私たち団体にもそのことについて参加させてくれないかと、そして、いわゆる相談員とか管理人の費用を私たちの方に預けてもらえば自由な形でやってみたいというお話がありましたので、それでは、そういうことについてどうできるか考えてみようという内容の検討をいたしたところです。

それで、連合PTAの中でも小樽市全地域でもう意見がまとまったという状況ではなくして、地域で温度差がありますので、地域で熱心なところでまずモデル事業を立ち上げてみたい。そして、本格的には新年度を迎えてからということになりそうですけれども、まず、早急にその辺の展開を煮詰めてみたいという考えでいるので、もう少し検討期間をいただきたい、そう考えております。

○秋山委員

終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○渡部委員

委員会では、5時を目途に終えていこうということであります。それで、5分程度いただいて、質問1点だけで何とか最後で調整ということ、これも最後の質問のところの宿命かなというふうに思います。

港湾労働者福祉センターについて

我田引水にとらないでください、時間がないから。

代表質問で雇用・能力開発機構廃止の件で質問いたしました。港湾労働者福祉センターが今対象になっております。北海道では4か所ございます。小樽、室蘭、苫小牧、釧路であります。港湾労働者ばかりでなく、周辺の働く人方も利用しているということもありまして、港湾労働者あるいは港湾に係る人方、あるいはそこを利用している人方は、何とか残してほしい、残すためには地方自治体で買い取ってもらう、それしかないであろうということで、今日まで来ております。

ただ、これらも、非常に古い施設もありますし、利用もしにくいという状況もございますので、ただ単に地方自治体に買い取ってもらおうということについての難しさもあることから、前回、6月21日、厚生労働省と直接交渉をいたしました。修繕費を含めて維持費を予算化せよ、国はそのくらいの責任を果たすべきということでやりましたが、国はこの件については一向に返事をしてくれませんでした。2回目の交渉は10月9日を今予定しております。何とか打開するべく、また私どもも頑張っていきたいというふうに思っております。

ですから、今、15年度に検討して、16年度には、その答えが出ない場合については取壊しということになっていきますけれども、何とか港湾の一つの施設と、近隣の企業の働く人方が利用していることですから、早々に結論を出すことなく、どういった条件であれば買い取ってもらえるのか、そこらの面もこれからじゅうぶんに検討いただいて、そして、情報交換をしながら、引き続き、私どもも交渉を進めていきたいというふうに考えておりますので、考えがありましたら、その点だけお示しいただきたいというふうに思います。

○港湾部長

港湾労働者福祉センターの件でございます。

確かに、ほかの雇用労働施設とともに、雇用・能力開発機構から平成12年にお話がありまして、その際にはこういった財政の悪化の中、財政制約の中で、このままの形で維持管理していくのは大変だ、そういう観点からなかなか難しいというお返事は、その段階ではいたしました。

ただ、委員からのお話にありましてとおり、港湾労働者だけでなく、確かに近隣の方々もご利用されています。いろいろなご利用の項目を拝見させていただきますと、大幅に減っている項目もあればそうでもない部分もござい

ます。ただ、これは、私どもと同じ悩みを持っている室蘭あるいは苫小牧、釧路は同様の悩みを持っているようでもあります。今のままで自治体に移管されても維持管理の部分で非常に大変だという共通の悩みを持っています。私どもも、そういったほかの都市と、いろいろご意見等も伺いながら、情報交換を進めてございますけれども、さきほど委員がおっしゃっていますとおり、中央の段階で6月に既に交渉された、あるいは10月に交渉を予定されているというふうにお聞きしていますので、そういった動向も見極めながら、また違ったスキームの中で進展等があれば、ほかの都市とも相談しながら対応を進めてまいりたいなと、こんなふうには思っているところでございます。

○ 渡部委員

終わります。

○ 委員長

民主党・市民連合の質疑を終結します。

以上をもって本日の質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。